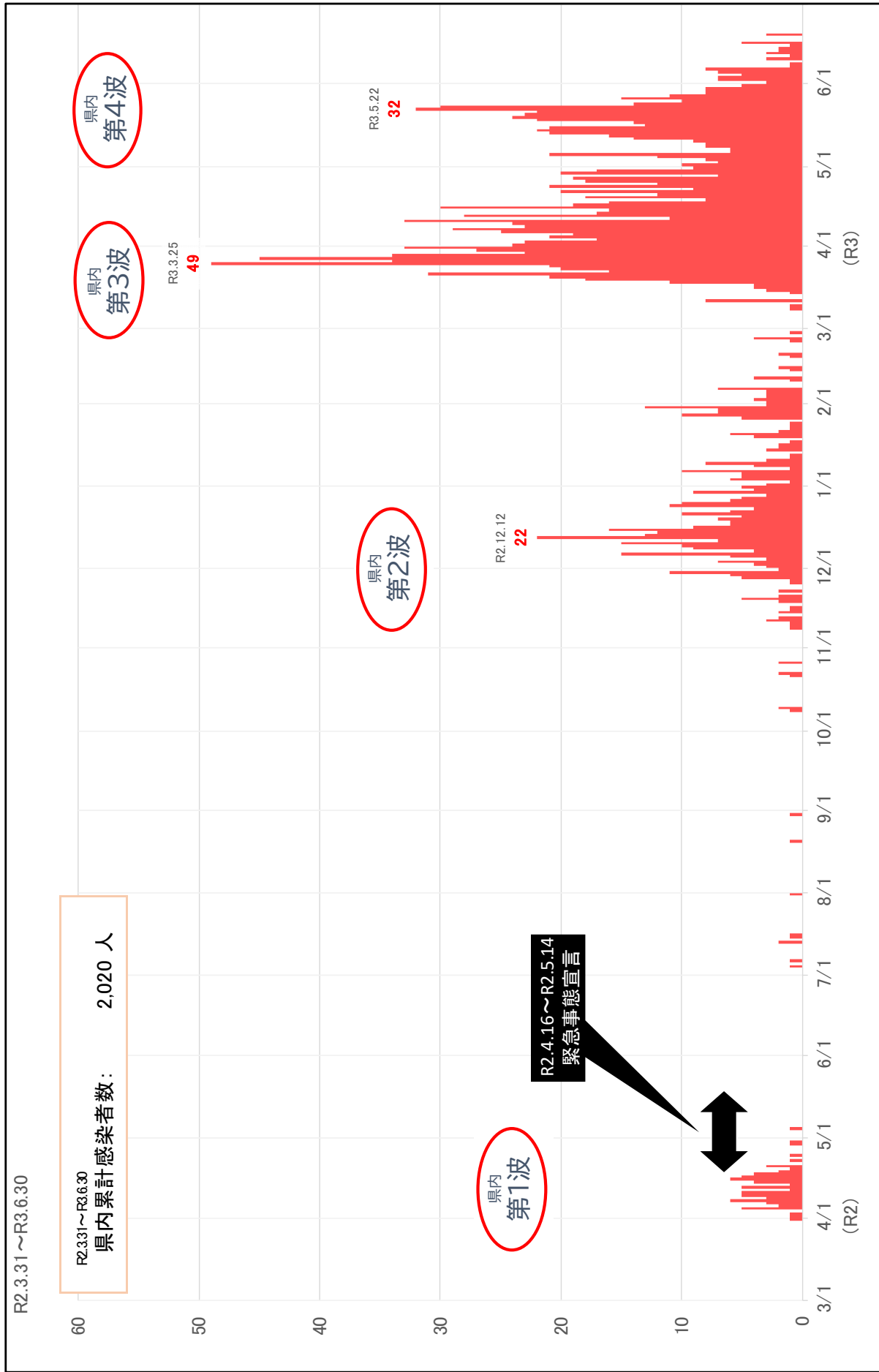


# 資 料 編

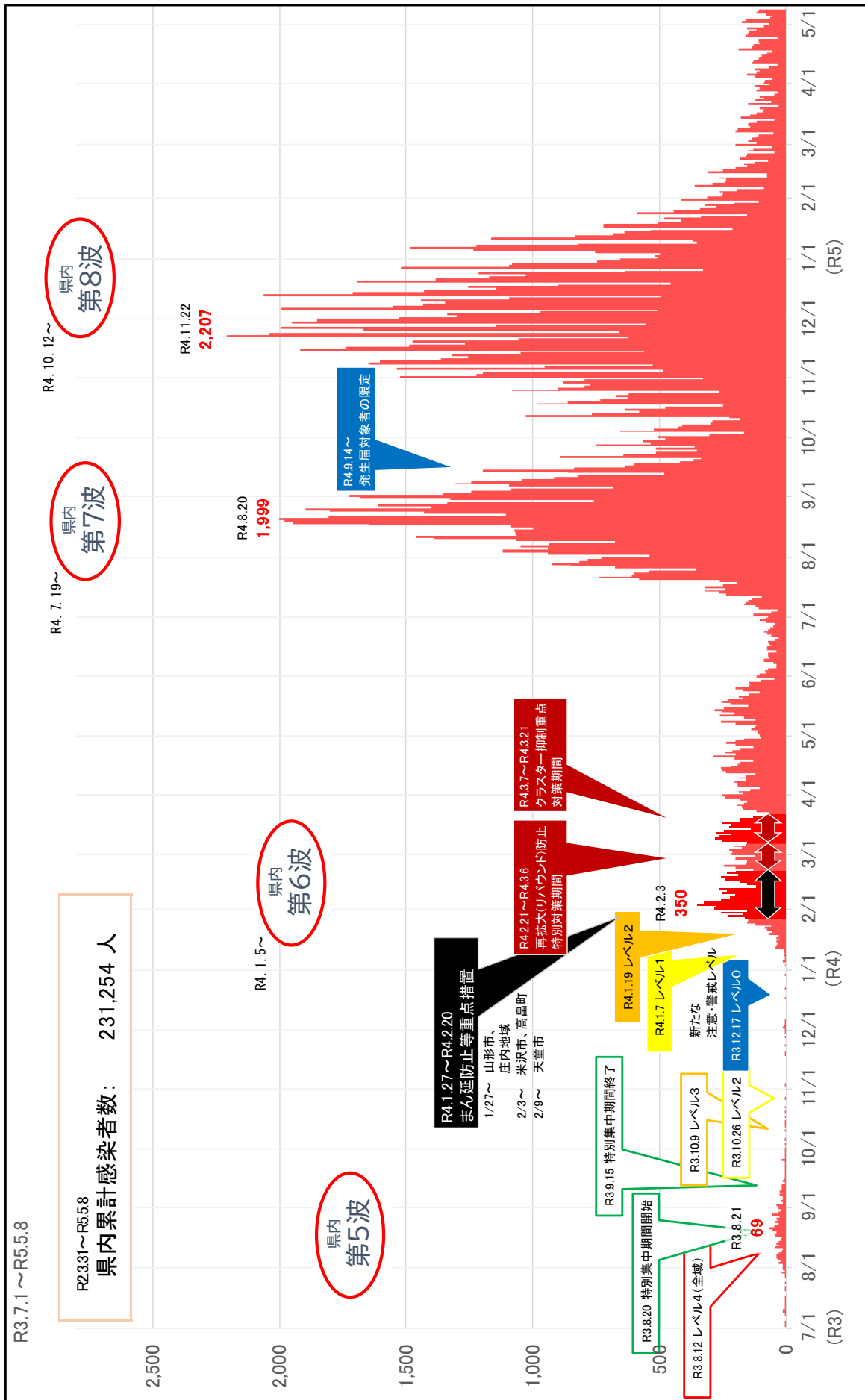
# 資料1 県内における新型コロナウイルス感染症の状況

1 令和2年3月31日～令和3年6月30日

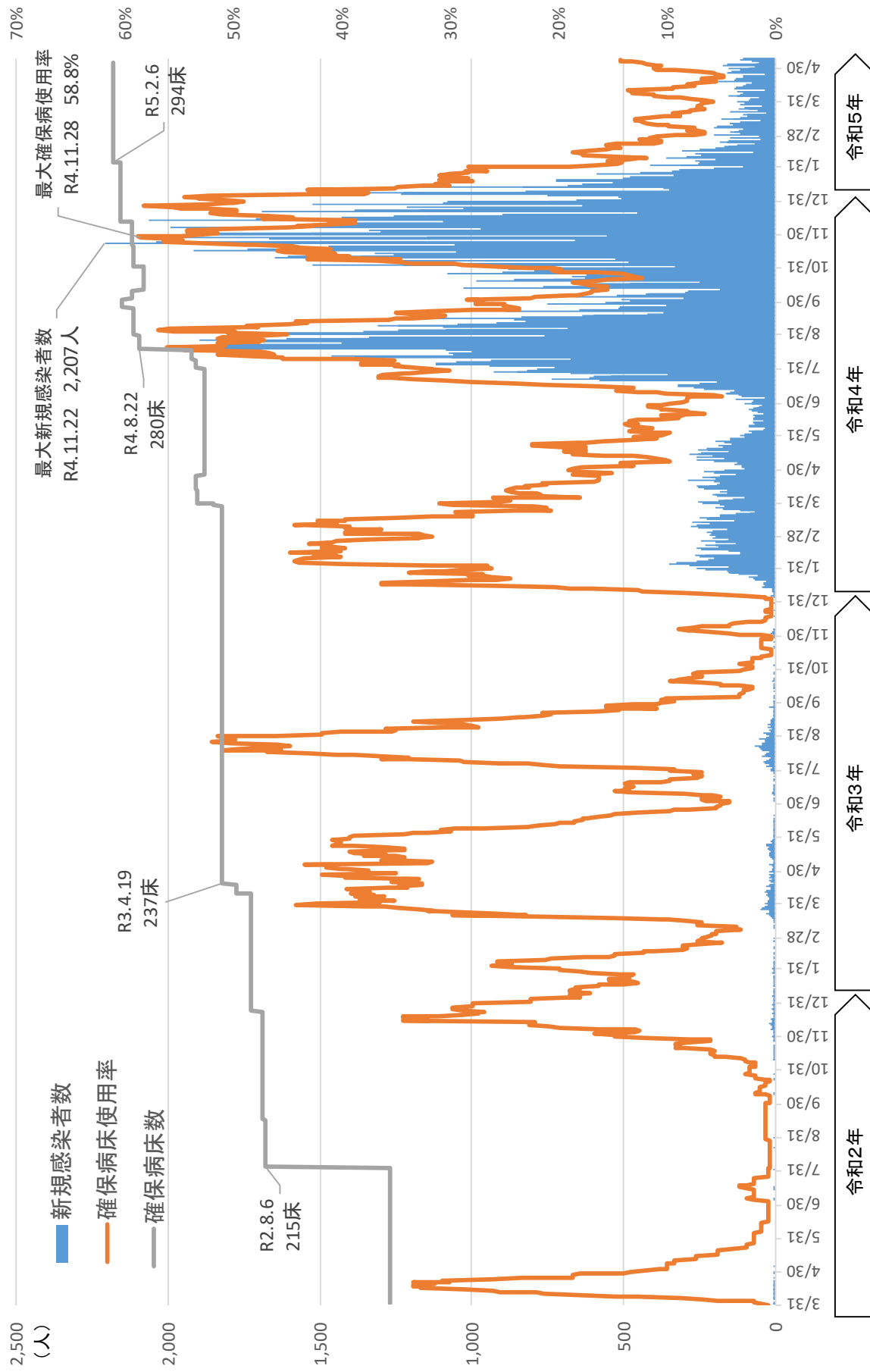


# 資料1 県内における新型コロナウイルス感染症の状況

## 2 令和3年7月1日以降



## 資料2 新規感染者数と確保病床使用率の推移





### 資料3 県内における新型コロナウイルス関連死亡者数の推移



単位:人

年 月	R2			R3									R4									R5					合計																
	7	8	12 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	計	1	2	3	4	5	計							
30歳～																																							1				
40歳～					1																																			2			
50歳～																																									5		
60歳～																																									6		
65歳～																																										15	
70歳～																																										53	
80歳～																																										130	
90歳～																																										145	
非公表																																										13	
合計																																											370

波ごと	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波
死者数	1	15	16	15	9	43	97	174

■ 死亡者数に占める65歳以上の割合： 96.1% (343名/357名)

資料4 コロナワクチン接種の進捗状況（令和5年5月7日現在）

県内の実績  
(R5/5/7時点)

**3回目接種率**

**オミクロン株対応ワクチン接種率56.7%**

**78.1%**

※全国平均68.7%

全国2位（東北2位）

※全国平均45.0%

全国3位（東北3位）

年代	回数別接種率※1				オミクロン株 対応ワクチン 接種率
	1回目	2回目	3回目	4回目	
12～19	86.2%	85.8%	66.3%		41.8%
20～29	89.0%	88.6%	68.1%		34.1%
30～39	83.6%	83.3%	66.8%		36.4%
40～49	88.0%	87.8%	75.1%		47.8%
50～59	92.1%	91.9%	84.8%	—※2	63.2%
60～69	91.2%	91.1%	88.2%		73.9%
70～79	99.1%	98.9%	96.9%		86.1%
80～89	94.5%	94.3%	92.0%		79.8%
90～	98.9%	98.5%	95.2%		80.1%
合計	86.6%	85.9%	78.1%	58.6%	56.7%

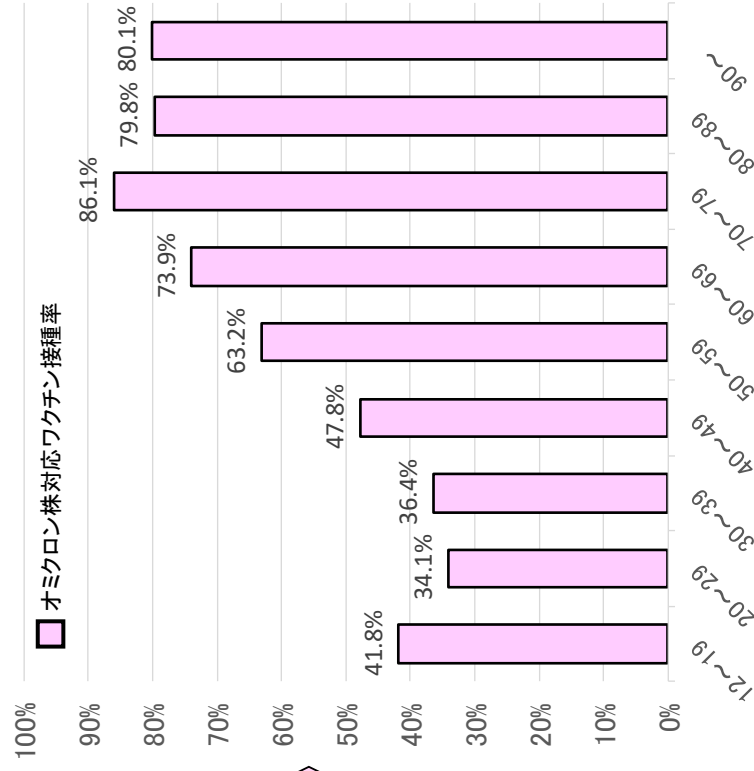
※1 12歳以上の3～5回目の接種率には、オミクロン株対応ワクチンの接種を含む。

※2 4、5回目の年代別接種率は、厚労省から公表されていない。

年代	1回目	2回目	3回目
乳幼児※3	8.5%	8.0%	6.4%
小児※4	54.2%	53.3%	25.9%

※3 乳幼児は、6か月～4歳。

※4 小児は、5歳から11歳。



※年代別の人口を分母とした割合  
資料：ワクチン接種記録システム(VRS)に登録された接種実績

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>令和2年</p> <p>1月15日 国内最初の感染者確認(神奈川県) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の公布</p> <p>1月28日 閣議決定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部の設置</p> <p>1月30日 閣議決定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部の設置</p> <p>2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定</p> <p>2月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○全ての学校への臨時休業の要請</p> <p>3月13日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立</p> <p>○新型コロナウイルス感染症が同法の対象となる</p> <p>3月20日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○政府の専門家会議の状況分析・提言(3/19)を踏まえた対応協議 ・イベント開催や学校再開の考え方について</p> <p>3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部設置</p> <p>3月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定</p> <p>4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○政府の専門家会議の状況分析・提言(4/1)を踏まえた対応協議 ・地域区分に応じた感染防止に関する対応</p>	<p>令和2年</p> <p>1月29日 新型コロナウイルス感染症に係る対策会議(議長:副知事) ○発生状況、政府・県の対応について情報共有</p> <p>2月7日 危機管理要綱に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置</p> <p>2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部「第1回本部員会議」 ○発生状況、政府・県の対応について情報共有</p> <p>2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部「第2回本部員会議」 ○県内の状況と県の対応について共有 ○政府の基本方針を受け各部局における対応について確認など</p> <p>2月28日 学校の臨時休業要請に係る「臨時記者会見」 ○3月2日から春休みまでの間、県立学校を臨時休業とすることについて発表</p> <p>3月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部「第3回本部員会議」 ○県内外の医療専門家から聴取した意見の確認 ○医療体制、県内で感染者が確認された場合の対応確認 ○県立学校における春休み・新学期等への対応等についての説明 ○県主催イベント等の開催に関する対応方針の決定 など</p> <p>3月23日 新型コロナウイルス感染症への対応に係る県・市町村懇談会 ○県内外医療専門家から聴取した意見の確認 ○県主催イベント等の開催に関する対応方針や県立学校における春休み・新学期等への対応等について意見交換</p> <p>3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ移行</p> <p>3月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部「第4回本部員会議」 ○総合文化芸術館開館事業延期の決定 など</p> <p>3月31日、県内最初の感染者確認(米沢市)。5月4日までに69人の新規感染者が確認される。(本県の第1波)</p> <p>3月31日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第5回本部員会議」 ○本県1例目の感染者の確認事例の報告及び対応について協議</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動変容(3密の回避等)の必要性</li> <li>4月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定</li> <li>○埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県を対象に緊急事態宣言を発令(4月7日～5月6日)</li> </ul> </li> <li>4月11日 1日の新規陽性者数644人を記録(第1波ピーク)</li> <li>4月11日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定</li> </ul> </li> <li>4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定</li> <li>○緊急事態措置区域を全国に拡大</li> </ul> </li> <li>5月4日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議               <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定</li> <li>○全都道府県を対象とした緊急事態宣言の期間延長(5月末まで)を決定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月2日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第6回本部員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>○政府専門家会議の状況分析・提言(4/1)を確認</li> <li>○県内感染者の確認状況の共有</li> <li>○県立学校における新学期の対応についての説明 など</li> </ul> </li> <li>4月8日 新型コロナウイルス感染症対策に係る県と県内産業・経済関係者等との連絡協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの影響や課題、今後に向けて意見交換</li> </ul> </li> <li>4月11日 新型コロナウイルス総合戦略会議(第1回)               <ul style="list-style-type: none"> <li>○山形県における新型コロナウイルス対策の新たな考え方(県境での検温実施)について意見交換</li> </ul> </li> <li>4月11日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第7回本部員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>○国内・県内の感染者の発生状況を踏まえた県民への呼びかけ(県外との往来、特に7都府県との往来自粛、不要不急の外出自粛など)の決定</li> <li>○県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底について(チェックリストによる点検など)の報告</li> <li>○県民総活躍で愛のマスク運動実施の決定 など</li> </ul> </li> <li>4月15日 県の医療専門家会議(第1回)               <ul style="list-style-type: none"> <li>○県境部における検温、緊急事態宣言の発出要件について意見交換</li> </ul> </li> <li>4月16日、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令</li> <li>4月16日、新型コロナウイルス総合戦略会議(第2回)               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ゴールデンウィーク期間中の新型コロナウイルス対策について意見交換</li> </ul> </li> <li>4月16日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第8回本部員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ゴールデンウィーク期間中の感染拡大防止対策について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の実施の決定</li> <li>・企業等に対する休業要請と新たな支援制度(緊急経営改善支援金)創設の決定 など</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第9回本部員会議」               <ul style="list-style-type: none"> <li>○県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の本格実施の決定</li> <li>○企業等に対する営業自粛(休業)等の要請に関する事業者への通知の報告</li> <li>○「新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部」設置報告</li> <li>○「新型コロナウイルスからみんなを守る県民リレー」の実施状況の報告</li> <li>○スパー等における感染拡大防止の協力要請、医療従事者等に対する偏見、差別防止の協力要請の決定 など</li> </ul> </li> <li>4月24日 大型連休に向けて「東北・新潟緊急共同宣言〜心をひとつに故郷を守ろう〜」を发出</li> <li>4月25日 「県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温」本格実施(4/18～24の試行を経て、5/10までの間及び5/13本格実施)、新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条などに基づく企業等に対する営業自粛(休業)要請の実施(5/10(一部業種では5/14)までの間で実施)</li> <li>5月7日 県の医療専門家会議(第2回)               <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の再開、企業等への営業自粛(休業)要請について意見交換</li> </ul> </li> </ul>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○39県(本県含む)の緊急事態宣言を解除。以降、段階的に措置区域を縮小</p> <p>5月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○3府県の緊急事態宣言を解除</p> <p>5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○全都道府県の緊急事態宣言を解除</p> <p>7月～8月、都市部の歓楽街における接待を伴う飲食店を中心に感染が拡大(第2波)</p>	<p>5月8日 新型コロナウイルス戦略総合会議(第3回)            ○政府の緊急事態宣言による期間の延長を踏まえた山形県における新型コロナウイルス対策に関する考え方について意見交換</p> <p>5月8日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第10回本部員会議」            ○5月11日以降の本県の対応について            ・県立学校における学校再開等に係る対応についての説明            ・企業等に対する営業自粛(休業)要請の解除(一部5/14までの延長)及び徹底した感染防止対策の取組みの依頼を決定            ・県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組み(5/13の追加実施)について決定            ・イベント等の開催に関する基本方針について決定(改定)            ・県施設(総合文化芸術館、産業科学館、県立図書館)の利用再開について決定 など</p> <p>5月8日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「東北・新潟共同メッセージ」をひとつに故郷を守ろう～」を发出</p> <p>5月8日 山形県新型コロナウイルス対策応援金の設置、募集開始</p> <p>5月13日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第1回)            ○新しい生活様式の普及を図りながら、県内の産業経済活動の回復を前に進めるための意見交換</p> <p>5月14日、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言終了</p> <p>5月14日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第11回本部員会議」            ○5月15日以降の本県の対応について            ・企業等への営業自粛(休業)要請の終了及び徹底した感染防止対策の取組みの依頼を決定            ・県をまたいだ移動の自粛要請の継続(5月末日まで)について決定            ・県立学校再開に係る対応についての説明 など</p> <p>5月25日 県の医療専門家会議(第3回)            ○県をまたいだ移動の自粛、イベント開催方針、感染注意・警戒レベル等について意見交換</p> <p>5月26日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第12回本部員会議」            ○緊急事態解除宣言後の本県の感染防止対策について            ・6月以降、県をまたいだ移動自粛の解除、5都道県との間の不要不急の移動は6月18日まで慎重にすることについて決定            ・新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベルとレベル移行の日安等を決定            ・新たなイベント等の開催に関する基本方針について決定 など</p> <p>5月26日 県独自の注意・警戒レベルの運用開始</p> <p>6月2日 知事定例記者会見で「山形県『新・生活様式』宣言」を発表</p> <p>6月12日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第2回)            ○新しい生活様式の定着と地域の経済活動の回復に向けた意見交換</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>8月7日 新型コロナウイルス対策分科会            ○新型コロナウイルス感染症対策分科会において、感染状況に応じたステージ分類、ステージ判断のための指標、ステージ毎に講じるべき施策を提言</p> <p>10月以降、全国各地でクラスターが発生、新規感染者が増加傾向となり、11月以降はその傾向が強まった(第3波)</p> <p>10月23日 新型コロナウイルス感染症対策分科会            ○「感染リスクが高まる「5つの場面」を回避することや、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」の周知を提言</p>	<p>7月4日、約2か月ぶりとなる新たな感染者の確認            7月8日 県の医療専門家会議(第4回)            ○注意・警戒レベルの見直し、「山形県版新型コロナウイルスの予防の手引き」(8月2日策定)について意見交換</p> <p>7月10日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第3回)            ○感染拡大防止と経済活動の両立についての意見交換</p> <p>7月29日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第13回本部員会議」            ○注意・警戒レベルのレベル移行の目安等を見直しを決定            ○イベント等の開催に関する基本方針を見直し、現行の方針を8月末まで維持することを決定</p> <p>8月31日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を9月末まで維持)</p> <p>9月4日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第4回)            ○感染拡大防止策と地域経済の回復に向けた取り組みについての意見交換</p> <p>9月7日 東北・新潟域内の観光消費を喚起するための「東北・新潟共同メッセージ～東北・新潟の魅力を再発見する旅に出かけよう～」を发出</p> <p>9月17日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(収容率の設定等内容を見直し、期限を11月末まで設定)</p> <p>10月22日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第5回)            ○感染拡大防止策と地域経済の回復に向けた取り組みについての意見交換</p> <p>11月12日 県の医療専門家会議(第5回)            ○現在の感染状況の評価、年末年始の過ごし方、市町村との連携について意見交換</p> <p>11月25日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第14回本部員会議」            ○6toキャンペーン(トラベル、イート)の取扱いに関し、一時停止等を行う状況ではないことを確認し、その旨、農林産省及び観光庁へ報告することを決定            ○イベント等の開催に関する基本方針を見直し、現行の方針を2月末まで維持することを決定</p> <p>11月26日、注意警戒レベルをレベル3(警戒)に引き上げ、新規感染者の確認が増加(本県の第2波)</p> <p>11月29日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第15回本部員会議」            ○政府の「感染リスクが高まる5つの場面」等を踏まえ、県民等への依頼内容の見直しを協議・決定</p>
<p>12月 首都圏を中心に新規陽性者数は過去最多の状態が継続</p>	



## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>12月28日 GoToキャンペーン(トラベル)を全国一斉に一時停止(イートの停止は自治体判断)</p> <p>令和3年</p> <p>1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、神奈川県、神奈川県を緊急(1月8日～2月7日)</p> <p>1月8日、1日の新規陽性者数8,045人を記録(第3波ピーク)</p> <p>1月13日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県を緊急事態措置区域に追加</p>	<p>12月6日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第16回本部員会議」            ○県内の感染状況や、病院において発生したクラスターへの対応状況などを確認し、今後の対応を協議・決定            12月11日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第17回本部員会議」            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、レベル4(特別警戒)に引き上げることを決定            ○病院において発生したクラスターへの対応状況などを確認</p> <p>12月12日、1日あたりの新規陽性者数22人を確認(県内第2波ピーク)</p> <p>12月18日 県の医療専門家会議(第6回)            ○現在の感染状況の評価、忘・忘・忘・忘などの年末年始の対策、各種キャンペーン事業について意見交換</p> <p>12月20日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第18回本部員会議」            ○県民等への取組依頼の内容を協議し、基本的な感染防止対策の徹底、症状がある場合の対応、慎重な県外との往来、年末年始の忘年会・新年会の対応等について決定            ○GoToキャンペーン(イート)、県民泊まって元氣キャンペーン等の県独自キャンペーンの対応を協議し、一時停止(1月11日まで)を決定</p> <p>12月24日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第6回)            ○今後の感染拡大防止対策についての意見交換            12月24日 「コロナ差別ノー!宣言」県民運動(あつたかハートリレブプロジェクト)キックオフイベント</p> <p>令和3年</p> <p>1月8日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第19回本部員会議」            ○首都圏への緊急事態宣言発令に関する状況を確認し、県民に対し、首都圏との不要不急の往来自粛を要請することを決定            ○Go Toキャンペーン(イート)、県民泊まって元氣キャンペーン等の県独自キャンペーンの対応を協議し、一時停止期間の延長(1月25日まで)を決定</p> <p>1月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第20回本部員会議」            ○「新型コロナウイルス接種総合本部」の設置を決定</p> <p>1月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第21回本部員会議」            ○Go Toキャンペーン(イート)、県民泊まって元氣キャンペーン等の県独自キャンペーンの対応を協議し、</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>2月2日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○2月7日をもって栃木県の緊急事態措置を終了することを決定            ○10都府県の緊急事態措置期間の延長(3月7日まで)を決定            2月3日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の成立            (「まん延防止等重点措置」の創設、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の命令に応じない場合の過料の新設 等)</p> <p>2月13日 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」が成立            ○新型コロナウイルス感染症の分類が、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更</p> <p>2月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○2月末をもって岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、5府県の緊急事態措置を終了することを決定</p> <p>3月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、4都県の緊急事態措置の期間延長(3月21日まで)を決定</p> <p>3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、4都府県の緊急事態措置を3月21日をもって終了することを決定</p>	<p>条件付き(少人数、短時間、普段一緒にいる人と、アルコールを伴う会食では利用を控える等)で一部再開を決定</p> <p>2月17日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第22回本部員会議」            ○年度末に向けて行われる行事(卒業式、謝恩会など)の対応を協議・決定</p> <p>2月26日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を4月末まで維持)</p> <p>3月7日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第23回本部員会議」            ○注意・警戒レベルを引き下げた場合の目安の設定について協議・決定            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、レベル3(警戒)に引き下げたことを決定            ○県民等への取組み依頼の内容について、緊急事態措置区域との往来自粛、年度末・年度初め等の会食に関する注意喚起等を協議・決定            ○Go Toキャンペーン(イート)、県民泊まって元気キャンペーン等の県独自キャンペーンの対応を協議し、期間延長(6月末まで)を決定</p> <p>3月18日以降、山形市、寒河江市等の感染者数が急増(本県の第3波)</p> <p>3月19日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第7回)            ○ワクチン接種など感染防止対策の状況及び県内経済回復に向けた取組みについての意見交換            3月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第24回本部員会議」            ○独自の緊急事態宣言を発出した宮城県の状況を確認            ○県民等への取組依頼について協議し、感染が多い地域等との往来自粛等を決定</p>



## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○4月5日から宮城県、大府、兵庫県の3府県にまん延防止等重点措置を適用することを決定(5月5日まで)</p>	<p>3月22日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第25回本部員会議」            ○山形市等の感染者急増を受けて対応を協議            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、村山地域をレベル4(特別警戒)に、山形市をレベル5(非常事態)に引き上げることと決定            ○山形市を対象とした県独自の緊急事態宣言(4月11日まで)を发出            ・不要不急の外出自粛、混雑する場所・時間帯は避ける、多人数での旅行の自粛・延期 など            ○交通事業者等と連携し、空港、駅等で注意喚起チラシを配布することを決定</p> <p>3月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第26回本部員会議」            ○飲食店に対する午後9時までの営業時間短縮要請を決定</p> <p>3月25日、1日あたりの新規陽性者数49人を確認(県内第3波ピーク)</p> <p>3月27日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第27回本部員会議」            ○寒河江市等の感染者急増を受けて対応を協議            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、寒河江市をレベル5(非常事態)に引き上げることと決定            ○寒河江市を対象とした県独自の緊急事態宣言(4月11日まで)の发出を決定            ・不要不急の外出自粛、混雑する場所・時間帯は避ける、多人数での旅行の自粛・延期 など            ○寒河江市内の飲食店に対する午後9時までの営業時間短縮要請を決定</p>
<p>4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○4月12日から東京都、京都市、沖縄県の3都府県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(東京都は5月11日まで、京都市、沖縄県は5月5日まで)</p> <p>4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○4月20日から埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛知県の4県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(5月11日まで)</p> <p>4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○東京都、京都市、大府、愛知県の4都府県を対象に緊急事態宣言を発令(4月25日から5月11日まで)</p>	<p>4月5日 知事、山形市長、山形商工会議所会頭、山形市医師会長の4者により、感染対策の徹底した取組に向けた共同宣言を发出            4月7日 県の医療専門家会議(第7回)            ○現在の感染状況の評価、山形市・寒河江市の緊急事態宣言の取扱いについて意見交換</p> <p>4月9日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第28回本部員会議」            ○山形市を対象とした県独自の緊急事態宣言の期間延長(4月25日まで)を決定            ○寒河江市を対象とした県独自の緊急事態宣言の終了を決定            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、寒河江市を4月11日をもってレベル4(特別警戒)に引き下げることと決定            ○県民等への取組依頼の内容を協議・決定</p> <p>4月18日、県内の感染者から初めて「N501Y変異株」を確認</p> <p>4月23日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第29回本部員会議」            ○4月25日をもって山形市を対象とした県独自の緊急事態宣言の終了を決定            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、山形市を4月25日をもってレベル4(特別警戒)に引き下げることと決定            ○県民等への取組依頼の内容を協議・決定</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>○ 4月25日から愛媛県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(5月11日まで)</p> <p>○ 宮城県、沖縄県のまん延防止等重点措置の期間延長(5月11日まで)を決定</p> <p>5月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○ 5月12日から愛知県、福岡県の2県を緊急事態措置区域に追加し、緊急事態措置期間を5月31日まで延長することを決定            ○ 5月9日から北海道、岐阜県、三重県の3道県をまん延防止等重点措置区域に追加し、重点措置期間の延長(5月31日まで)を決定            ○ 5月11日をもって宮城県のまん延防止等重点措置を終了することを決定</p> <p>5月8日、1日の新規陽性者数7,244人を記録(第4波ピーク)</p> <p>5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○ 5月16日から北海道、岡山県、広島県の3道県を緊急事態措置区域に追加することを決定(5月31日まで)            ○ 5月16日から群馬県、石川県、熊本県の3県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(6月13日まで)</p> <p>5月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○ 5月23日から沖縄県を緊急事態措置区域に追加することを決定(6月20日まで)            ○ 5月22日をもって愛媛県のまん延防止等重点措置を終了することを決定</p>	<p>○ 知事と市長長との共同メッセージの発出を決定</p> <p>4月26日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第30回本部員会議」            ○ 鶴岡市の私立高校において発生したクラスターへの対応を協議            ○ 知事と鶴岡市長との合同要請の発出を決定            ・ 基本的な感染防止対策の徹底            ・ 不要不急の外出自粛、混雑する場所・時間帯は避ける、県境を跨ぐ帰省等の自粛、部活動の他校交流等の自粛            4月26日 新型コロナウイルス拡大防止のための「東北・新潟共同メッセージ～心をひとつに故郷を守ろう～」を発出            4月26日 新型コロナウイルス対策認証制度運用開始            4月28日 新型コロナウイルス対策・創造山形県民会議(第8回)            ○ 感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組みについての意見交換</p> <p>4月30日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を6月末まで維持)</p> <p>5月7日以降、N501Y変異株への置き換わり、県外からの帰省に起因する感染、部活動・飲食店でのクラスター等により、感染者数が増加(本県の第4波)</p> <p>5月12日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第31回本部員会議」            ○ 知事と鶴岡市長との合同要請の終了を決定</p> <p>5月20日 県内におけるN501Y変異株への置き換わり、高校の部活動クラスター等を受け、「新型コロナウイルスの変異株感染拡大に伴う山形県知事と医療関係者の緊急メッセージ」を発出</p> <p>5月22日、1日あたりの新規陽性者数32人を確認(県内第4波ピーク)</p> <p>5月22日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第32回本部員会議」            ○ 変異株の拡大を踏まえた注意・警戒レベルの目安の見直しを協議・決定</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>5月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間延長(6月20日まで)を決定</p> <p>6月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○6月13日をもって群馬県、石川県、熊本県のまん延防止等重点措置を終了することを決定</p> <p>6月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○沖縄県の緊急事態措置の期間延長(7月11日まで)を決定            ○6月20日をもって岡山県、広島県の緊急事態措置を終了することを決定            ○6月21日から北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7都道府県を緊急事態措置からまん延防止等重点措置に変更(7月11日まで)            ○6月20日をもって岐阜県、三重県のまん延防止等重点措置を終了し、埼玉県、千葉県、神奈川県、三重県の重点措置期間延長(7月11日まで)を決定</p> <p>7月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○7月12日から東京都を緊急事態措置区域に追加し、緊急事態措置期間の延長(8月22日まで)を決定            ○北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県のまん延防止等重点措置を7月11日をもって終了し、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、大阪府の重点措置期間延長(8月22日まで)を決定</p> <p>7月23日、東京オリンピックが開幕</p>	<p>○南陽市において発生したクラスターへの対応を協議            ○知事と南陽市長との合同要請の発出を決定</p> <p>(南陽市民)            ・不要不急の外出自粛、発熱時等における対応、基本的な感染防止対策の徹底、混雑する場所・時間帯は避ける            (飲食店事業者)            ・飲食店での業種別ガイドライン遵守の徹底、不織布マスクの着用徹底、飲酒を伴うカラオケの利用自粛(飲食店利用者)            ・会話、会食時のマスク着用の徹底、はしご酒・深酒の自粛</p> <p>6月2日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第33回本部員会議」            ○知事と南陽市長との合同要請の期間延長(1週間程度)を決定</p> <p>6月10日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第34回本部員会議」            ○知事と南陽市長との合同要請の終了を決定            6月10日 令和3年度第1回新型コロナウイルスワクチン接種総合本部            ○ワクチンの接種状況、接種環境の重層化、県、山形市、山形大学の三者協定について確認            ○県における大規模接種事業の実施について協議・決定            6月11日 新型コロナウイルス・創造山形県民会議(第9回)            ○感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組みについての意見交換</p> <p>6月30日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を8月末まで維持)</p> <p>7月20日、県内の感染者から初めて「デルタ株」を確認</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>7月29日、1日あたりの新規陽性者数が初めて1万人を超える (第5波)</p> <p>7月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○8月2日から埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県を緊急事態措置区域に追加し、緊急事態措置期間の延長(8月31日まで)を決定            ○北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県の5道府県にまん延防止等重点措置を適用(8月2日から8月31日まで)</p> <p>8月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○8月8日から福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県の8県をまん延防止等重点措置区域に追加(8月31日まで)</p> <p>8月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○8月20日から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県の7府県を緊急事態措置区域に追加し、緊急事態措置期間の延長(9月12日まで)を決定            ○8月20日から宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県の10県をまん延防止等重点措置区域に追加し、重点措置期間の延長(9月12日まで)を決定</p> <p>8月20日、1日の新規陽性者数25,975人を記録(第5波ピーク)</p>	<p>7月27日以降、全国的な感染の急拡大とともに、県外との往来を起因とする感染の増加により、県内の感染者数が再拡大(本県の第5波)</p> <p>8月6日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第35回本部員会議」            ○新規感染者拡大に係る対応を協議            ○知事と市町村長との共同メッセージの発出を決定            ○県境を跨ぐ移動に係る啓発活動(山形駅、空港)の実施を決定</p> <p>8月12日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第36回本部員会議」            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、村山地域以外の地域をレベル4(特別警戒)へ引き上げること            を決定</p> <p>8月20日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第37回本部員会議」            ○県内の感染者急増を受けた対応を協議し、「感染拡大防止特別集中期間(8/20~9/12)」の実施を決定(県民)            ・県外との不要不急の往来自粛、外出機会の半減、感染リスクが高い時は家の中でもマスク着用、ワクチン接種2回終了の方もマスク着用(事業者)            ・県外への出張は半減、在宅勤務の推進、共用部分のこまめな消毒、気兼ねなく休める環境整備(学校関係)            ・児童生徒の健康観察の徹底、部活動は自校内に限定、文化祭・体育祭等の学校行事は一般公開せず、他校との交流はしない、県外への修学旅行は延期・変更</p> <p>8月21日、1日あたりの新規陽性者数69人を確認(県内第5波ピーク)</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>8月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○8月27日から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県の8道県を緊急事態措置区域に追加(9月12日まで)            ○8月27日から高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県の4県をまん延防止等重点措置区域に追加(9月12日まで)</p> <p>9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○緊急事態措置期間の延長(9月30日まで)を決定            ○9月13日から宮城県、岡山県を緊急事態措置からまん延防止等重点措置に変更し、重点措置期間の延長(9月30日まで)を決定            ○9月12日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県のまん延防止等重点措置を終了することを決定            ○「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」を決定</p> <p>9月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定            ○9月30日をもって全ての緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を終了することを決定</p>	<p>8月25日 新型コロナウイルス対策に係る県・市町村緊急連絡会議            ○感染拡大防止特別集中期間について説明</p> <p>8月27日 新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議(第10回)            ○今後の感染拡大防止対策等について意見交換</p> <p>8月31日 感染の第5波の抑え込みに向けた「東北・新潟共同メッセージ～7県一丸となって医療崩壊を起さない!～」を发出            イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を10月未まで維持)</p>
<p>11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更(全面改訂)を決定            ○新たなレベル分類の導入と緊急事態宣言等の適用関係</p>	<p>9月11日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第38回本部員会議」            ○「感染拡大防止特別集中期間」を15日まで3日間延長し、15日をもって終了することを決定</p> <p>10月9日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第39回本部員会議」            ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、レベル3(警戒)に引き下げること            ○注意・警戒レベルのレベル適用の目安等の変更を決定            ○県民等への依頼内容を協議し、会食時の人数制限の緩和等を決定</p> <p>10月26日 注意・警戒レベルをレベル2(注意)に引下げ            10月29日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(現行の方針を当面の間、延長)</p> <p>11月8日 県外との往来、会食時の人数制限、カラオケの利用制限等を廃止            11月9日 新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議(第11回)            ○感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取り組みについての意見交換</p> <p>11月15日 東北・新潟域内の観光消費を喚起するための「東北・新潟共同メッセージ～感染防止対策をして、東北・新潟の旅を楽しもう～」を发出</p>



## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>○イベント開催制限の緩和、ワクチン・検査パッケージ制度の導入 等</p> <p>11月30日 新たな変異株「オミクロン株」の感染者が日本で初めて確認されたことを発表</p> <p>1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○1月9日から広島県、山口県、沖縄県の3県にまん延防止等重点措置を適用することを決定(1月31日まで)</p> <p>1月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○1月21日から群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の13都県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(2月13日まで)</p> <p>1月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○広島県、山口県、沖縄県のまん延防止等重点措置の期間延長(2月20日まで)を決定 ○1月27日から北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県の18道府県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(2月20日まで)</p>	<p>11月24日 イベント等の開催に関する基本方針を見直し(5,000人超かつ収容定員50%超の場合、感染防止安全計画策定で人数上限を収容定員まで緩和、その他イベントではチェックリストの公開と保管を要請)</p> <p>12月17日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第40回本部員会議」 ○県独自の注意・警戒レベルを廃止し、政府方針に基づく新たな「注意・警戒レベル」を設定、レベル0(維持)として運用開始 ○次の感染拡大に備えた病床確保、ワクチン接種(3回目)の推進、飲食店のワクチン・検査パッケージ制の登録、PCR検査体制の充実を決定 ○「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」の見直し、駅・空港での啓発活動の実施を決定(年末年始の注意喚起)</p> <p>12月28日～30日 山形駅、山形空港、庄内空港で年末年始の啓発活動(チラシ、抗原検査キット配布)を実施 12月31日、県内で初めて「オミクロン株」の市中感染を確認</p> <p>令和4年</p> <p>1月4日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第41回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR検査の受検要請を決定 1月5日 感染不安者に対する無料PCR検査を開始</p> <p>1月7日 注意・警戒レベルをレベル1(注意)に引上げ</p> <p>1月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第42回本部員会議」 ○注意・警戒レベルの見直しを協議し、レベル2(警戒)に引き上げることを決定</p> <p>1月24日 政府に対し、本県にまん延防止等重点措置を適用するよう要請 1月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第43回本部員会議」 ○政府に対し、まん延防止等重点措置を適用するよう要請したことを報告 1月25日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第44回本部員会議」 ○県内においてまん延防止等重点措置を適用する地域を山形市及び庄内全域とし、1月27日から重点措置に伴う要請を行うことを決定 (措置区域内の県民) ・不要不急の外出自粛、県外との不要不急の往来自粛、会食は1テーブル4人以下・2時間以内 (措置区域内の事業者) ・認証店は午後9時までの営業時間短縮、非認証店は午後8時まで営業時間短縮で酒の提供を行わないことを要請 (措置区域内の県立学校) ・部活動は、平日週4日90分以内とし、土日祝日は活動停止</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政府	県(対策本部等)
<p>2月1日、1日の新規陽性者数104,520人を記録(第6波ピーク)</p> <p>2月3日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○2月5日から和歌山県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(2月27日まで)</p> <p>2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○2月12日から高知県をまん延防止等重点措置区域に追加することを決定(3月6日まで) ○群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の13都県のまん延防止等重点措置の期間延長(3月6日まで)を決定</p> <p>2月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○2月20日をもって山形県、島根県、山口県、大分県、沖縄県の5県のまん延防止等重点措置を終了することを決定 ○北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、鹿児島県の17道府県のまん延防止等重点措置の期間延長(3月6日まで)を決定</p> <p>3月4日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○3月6日をもって福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の13県のまん延防止等重点措置を終了することを決定 ○北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県の18都道府県のまん延防止等重点措置の期間延長(3月21日まで)を決定</p> <p>3月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○3月21日をもって北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉</p>	<p>(県内全域) ・イベントの人数上限は5000人(感染防止安全計画策定時は2万人)等</p> <p>1月28日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第45回本部員会議」(書面開催) ○閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証施設に午後8時までの営業時間短縮を要請することを決定</p> <p>2月1日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第46回本部員会議」 ○県内においてまん延防止等重点措置を適用する地域に2月3日から米沢市及び高島町を追加することを決定</p> <p>2月3日、1日の新規陽性者数350人を確認(県内第6波ピーク)</p> <p>2月7日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第47回本部員会議」 ○県内においてまん延防止等重点措置を適用する地域に2月9日から天重市を追加することを決定</p> <p>2月16日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第48回本部員会議」 ○政府に対して、2月20日をもって本県についてまん延防止等重点措置を終了することと決定 2月16日 政府に対し、2月20日をもって本県についてまん延防止等重点措置を終了するよう要請</p> <p>2月18日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第49回本部員会議」 ○県内において再拡大(リバウンド)を防止するため、「再拡大(リバウンド)防止特別対策期間」(2/21~3/6)を実施することを決定 (県民) ・混雑した場所等への外出自粛、県外との不要不急の往来自粛、会食は1テーブル4人以下、早めの3回目ワクチン接種を要請 (県立学校) ・原則、部活動を自粛(各地域の感染状況によっては一定の制約のもと活動可)等</p> <p>3月4日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第50回本部員会議」 ○「再拡大(リバウンド)防止特別対策期間」は3月6日をもって終了し、3月7日から「クラスター抑制重点対策」に移行(3月21日まで)することを決定 ・大規模接種事業により、希望する方への3回目のワクチン接種を推進 ・県が保育施設・高齢者施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、現場における感染防止対策に関する課題の聞き取りを実施</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県の18都道府県のまん延防止等重点措置を終了することを決定(全国のまん延防止等重点措置が終了)</p> <p>5月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更(全面改訂)を決定            ○会話をほとんど行わない場合等のマスク着用の考え方を明確化            ○未就学児のマスク着用はオミクロン以前の取扱いに戻された</p> <p>6月下旬以降、オミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進み、新規陽性者数が増加(第7波)</p> <p>7月29日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「BA.5対策強化地域」の創設を決定</p> <p>8月2日 神奈川県、福岡県、熊本県を「BA.5対策強化地域」に位置付け以降、8月24日までに合計で27道府県を同地域に位置付け</p>	<p>3月18日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第51回本部員会議」            ○3月21日までを期限としている「クラスター抑制重点対策」を期限どおり終了することを決定</p> <p>4月14日 新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議(第12回)            ○感染拡大防止対策と経済活動との両立等についての意見交換</p> <p>4月22日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第52回本部員会議」            ○成人式等における若い世代へのフクチン接種の呼びかけ、大型連休中の山形空港・庄内空港における抗原検査キットの配布、知事と市町村長による共同メッセージの発出等を決定</p> <p>4月25日 コロナ克服・経済再生アドバイザー会議            ○県内の感染状況等に関する助言</p> <p>5月17日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第53回本部員会議」(書面開催)            ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(6月30日まで)を決定</p> <p>5月26日 コロナ克服・経済再生アドバイザー会議            ○部活動における感染防止対策、マスク着用、小規模事業者の事業継続に向けた支援について助言</p> <p>6月1日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第54回本部員会議」(書面開催)            ○政府のマスク着用の考え方等を踏まえ、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」を見直すとともに、チラシによりマスク着用の考え方について周知を図ることを決定</p> <p>6月23日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第55回本部員会議」(書面開催)            ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(7月31日まで)を決定</p> <p>6月下旬以降、オミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進み、新規陽性者数が増加(本県の第7波)</p> <p>7月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第56回本部員会議」            ○自宅療養支援体制の強化、無料PCR等検査期間の延長、主要駅での臨時無料検査所の設置、空港での検査キットの配布、知事と市町村長との共同メッセージの発出等を決定</p>



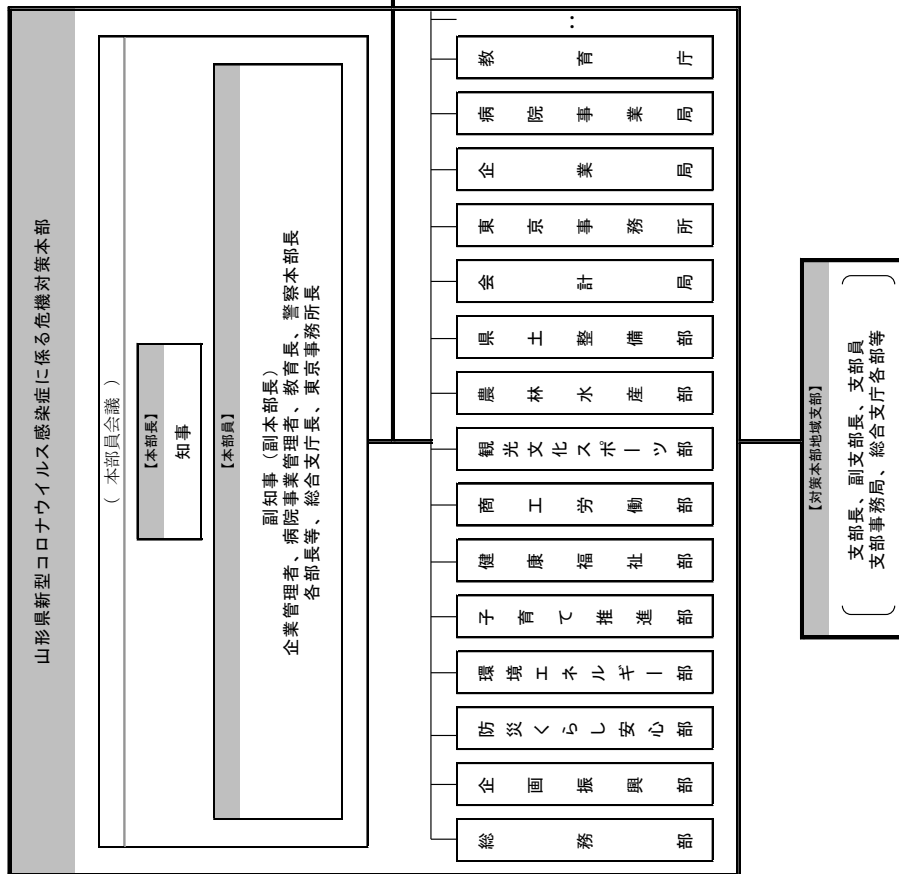
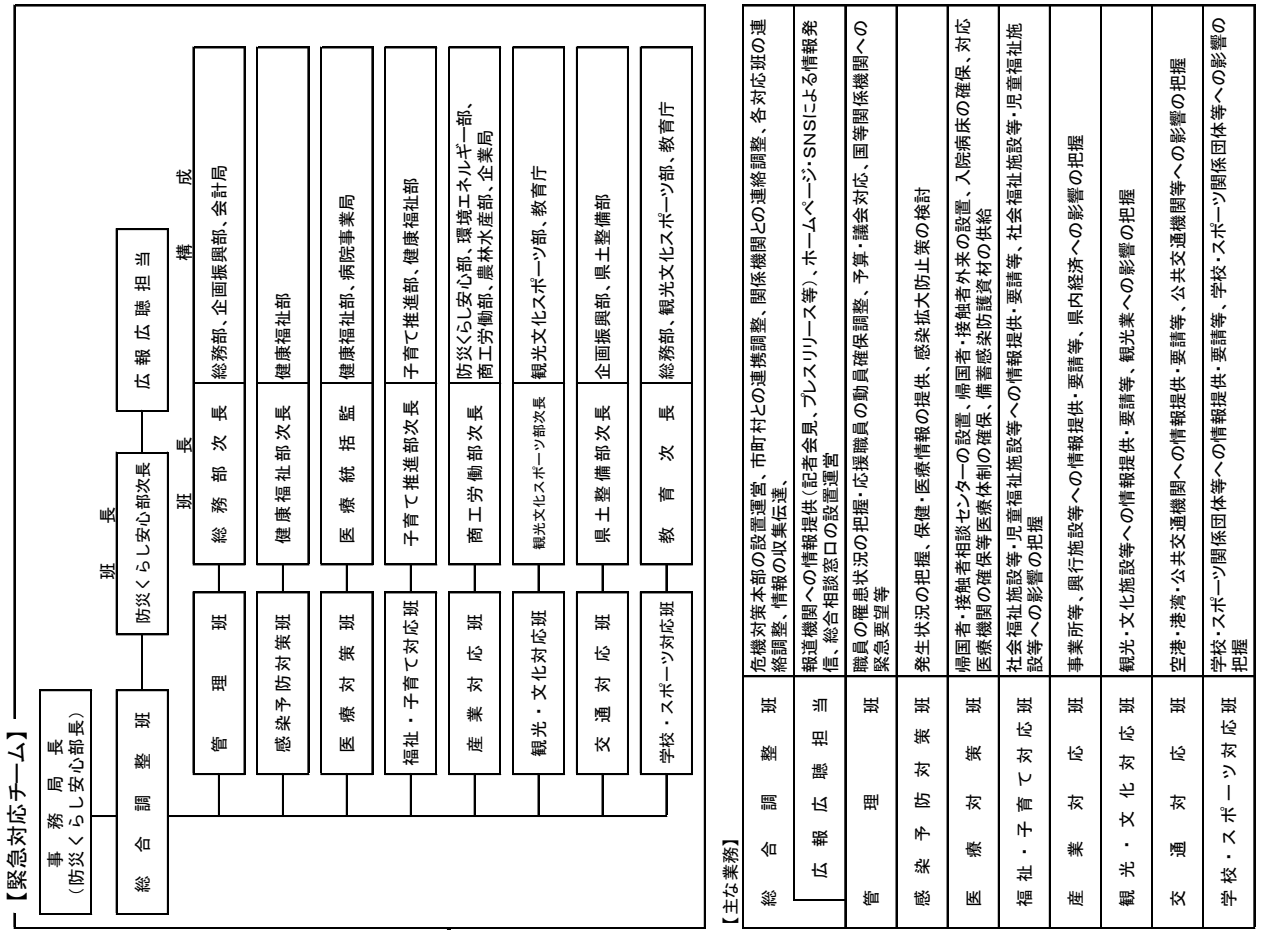
## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>8月19日、1日の新規陽性者数261,004人を記録(第7波ピーク)</p> <p>8月24日 全数把握方法を見直し、当面の緊急的な対応として、都道府県知事の申出により、発生届の範囲を高齢者等に限定することを可能とする方針を表明</p> <p>9月2日 宮城、茨城、鳥取、佐賀で全数届出の見直しを開始</p> <p>9月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、陽性者の療養期間を見直すこと、9月26日から全数届出の見直しを全国一律で実施すること等について決定</p> <p>9月9日 三重、長崎で全数届出の見直しを開始</p> <p>9月14日 山形、福井で全数届出の見直しを開始</p> <p>9月20日 鹿児島で全数届出の見直しを開始</p> <p>9月26日 全国一律の全数届出の見直しを開始</p> <p>11月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○オミクロン株に対応した新たなレベル分類等、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定</p> <p>11月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定し、11月18日に決定した事項等を対処方針に反映</p>	<p>8月12日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第57回本部員会議」 ○お盆期間中の備え等について呼びかけを行う「県民の皆様へ」を发出することを決定</p> <p>8月19日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第58回本部員会議」 ○医療提供体制のひっ迫を回避するため、入院病床の確保、陽性者登録センターの設置等の取組を進めていくことを決定</p> <p>8月20日、1日の新規陽性者数1,999人を記録(県内の第7波ピーク)</p> <p>9月1日 発熱外来のひっ迫を回避するため、陽性者登録センターの運用開始</p> <p>9月9日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第59回本部員会議」 ○政府に対し発生届の対象者を限定する旨の届出を行うこと及び「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願ひ」の見直しを決定</p> <p>9月14日 陽性者健康フォローアップセンターの運用、全数届出の見直しを開始</p> <p>9月20日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第60回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(10月31日まで)を決定</p> <p>10月18日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第61回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(11月30日まで)を決定</p> <p>11月22日、1日の新規陽性者数2,207人を記録(県内の第8波ピーク)</p> <p>11月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第62回本部員会議」(書面開催) ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(12月31日まで)を決定</p> <p>11月30日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第63回本部員会議」 ○注意・警戒レベル、イベント基本方針、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願ひ」の見直し等を決定</p> <p>12月23日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第64回本部員会議」 ○年末年始における臨時無料検査所の設置、生活困窮世帯に対する解熱鎮痛薬等の購入支援、「年末年始の過ごし方」の呼びかけ等、年末年始における医療ひっ迫回避に向けた取組を決定</p>

## 資料5 政府の動向と県(対策本部等)の対応の経過

政 府	県 (対策本部等)
<p>令和5年</p> <p>1月6日、1日の新規陽性者数246,732人を記録(第8波ピーク)</p> <p>1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○大きく病原性が異なる変異株の出現などの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルスを5類感染症に位置づけることを決定            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定し、大声ありのイベントの収容率50%の制限を撤廃</p> <p>2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を決定し、令和5年3月13日から、マスクの着用については個人の判断に委ねることを基本とすることを決定</p> <p>3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○令和5年5月8日以降の医療体制等の方針に係る「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」を決定</p> <p>3月13日 マスク着用緩和開始</p> <p>4月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議            ○令和5年5月8日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を廃止することを決定            4月28日 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止することを閣議決定</p> <p>5月8日 感染症法上の新型コロナの位置付けを5類感染症に変更            新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく政府対策本部廃止</p>	<p>令和5年</p> <p>1月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第65回本部員会議」(書面開催)            ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(2月28日まで)を決定</p> <p>1月31日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第66回本部員会議」(書面開催)            ○政府の方針に合わせ、イベント基本方針を見直し            ○認証基準の改正に合わせ、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」から「お酌の自粛」を削除</p> <p>2月15日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第67回本部員会議」            ○令和5年3月13日からマスク着用については政府の方針どおりとすることを決定            ○マスク着用の考え方に係る見直しに合わせ、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」等の見直し等を決定</p> <p>3月24日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第68回本部員会議」(書面開催)            ○感染不安者に対する無料PCR等検査の受検要請の延長(5月7日まで)及び事業終了を決定</p> <p>4月20日 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「第69回本部員会議」            ○感染症法上の位置づけ見直しに伴う医療提供体制の移行計画及び患者支援の見直し等を決定            ○感染症法上の位置づけ見直し後の感染対策については政府の方針どおりとすることを決定            ○政府対策本部廃止の日をもって、県の危機対策本部を廃止することを決定            ○政府の基本的対処方針等の終了の日をもって、「本県における新型コロナウイルス対策の目安」、「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」、「山形県『新・生活様式』宣言」、「イベント等の開催に関する基本方針」等を終了することを決定</p> <p>5月8日 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく対策本部廃止</p>

# 資料6 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 組織体制図 (令和2年3月26日現在)



## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本委員会

	開催年月日	協議内容
第1回	令和2年2月10日	新型コロナウイルス感染症の現状、県の対応
第2回	令和2年2月25日	新型コロナウイルス感染症の県内の状況と対応、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」
第3回	令和2年3月23日	新型コロナウイルス感染症の状況等、政府の専門家会議の提言及び県内外専門家委員会の意見、本県における対応（医療・相談体制、県内で感染者が確認された場合の対応、県立学校における春休み・新学期等の対応、県主催イベント等の開催に関する考え方、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対応、新型コロナウイルス感染症に関する予算対応）
第4回	令和2年3月27日	新型コロナウイルス感染症への対応（政府対策本部の設置、新型コロナウイルス感染症の状況、全国知事会の対応、山形県総合文化芸術館の開館事業、県職員への対応）
第5回	令和2年3月31日	県内における新型コロナウイルス感染症の確認事例、国内外の発生状況等
第6回	令和2年4月2日	県内における新型コロナウイルス感染症の確認事例、政府の専門家会議の提言（4月1日）、県立学校における新学期的の対応
第7回	令和2年4月11日	国内外の発生状況等、本県における対応（県立学校における感染防止対策及び体制整備の徹底、マスクの供給）、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
第8回	令和2年4月16日	ゴールデンウィーク期間中の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の実施、企業等に対する休業要請と新たな支援制度の創設）
第9回	令和2年4月24日	東北・新潟緊急共同宣言、県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の試行状況と本格実施、ゴールデンウィーク期間中の企業等に対する営業自粛（休業）等の要請、感染者の確認状況、政府の専門家会議の提言、本県の医療提供体制、マスクの確保及び提供状況、「新型コロナウイルスからみんなを守る県民リーダー」の実施、スーパー等における感染拡大防止と感染症等に対する偏見、差別防止の協力要請
第10回	令和2年5月8日	5月11日以降の本県の対応（新型コロナウイルス感染症の状況、県立学校における学校再開等に係る対応、企業等に対する要請、県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組み、イベント等の開催に関する基本方針、県施設の利用再開、山形県新型コロナウイルス対策応援金）、東北・新潟緊急共同メッセージ
第11回	令和2年5月14日	新型コロナウイルス感染症に関する対策の取組状況（県境を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の取組み、新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口の設置、県民県内お出かけキャンペーン・県民泊まって応援キャンペーン）、新型コロナウイルス感染症の状況、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除、5月15日以降の本県の対応（営業自粛（休業）、外出の自粛要請、県立学校再開に係る対応）
第12回	令和2年5月26日	新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言、緊急事態解除宣言後の本県の対応（県をまたいだ移動の自粛、営業自粛（休業）等を再び協力依頼する場合の基準、イベント等の開催に関する基本方針）
第13回	令和2年7月29日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベルの見直し、イベント等の開催に関する基本方針の見直し
第14回	令和2年11月25日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、GoToキャンペーンの運用見直しに関する検討、山形県新型コロナウイルス安心お知らせシステム
第15回	令和2年11月29日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、医療専門家からの意見、検査、医療提供体制

## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

	開催年月日	協議内容
第16回	令和2年12月6日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、病院内の集団感染への対応、学校における対応状況
第17回	令和2年12月11日	新型コロナウイルス感染症の発生状況及び新型コロナウイルス対応の目的（注意・警戒レベル）、集団感染への対応状況
第18回	令和2年12月20日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後の感染拡大防止対策（県民及び事業者への取組み依頼、GoToEatキャンペーン事業等の対応、県民泊まって元氣キャンパーン、県民泊まって応援キャンペーン及び「バス・タク旅」や「まがた巡り」事業の対応）
第19回	令和3年1月8日	首都圏（1都3県）への緊急事態宣言の発出、県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況等、緊急事態宣言の発出を踏まえた本県の対応（県外との往来に係る協力依頼、GoToEatキャンペーン事業及び山形県プレミアム付きクーポン券の対応、県民泊まって元氣キャンパーン等観光関係事業の対応）
第20回	令和3年1月19日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形県新型コロナウイルス接種総合本部等の設置
第21回	令和3年1月24日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、GoToEatキャンペーン事業及び山形県プレミアム付きクーポン券の対応、県民泊まって元氣キャンパーン等観光関係事業の対応
第22回	令和3年2月17日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、年度末に向けて行われる行事（卒業式等、謝恩会）等の対応、新型コロナウイルスワクチン接種
第23回	令和3年3月7日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベルを引き下げた場合の目安、注意・警戒レベルの引き下げ、県民及び事業者への取組み依頼、GoToEatキャンペーン事業及び山形県プレミアム付きクーポン券の対応、県民泊まって元氣キャンパーン等観光関係事業の対応、新型コロナウイルスワクチン接種への対応
第24回	令和3年3月19日	緊急事態宣言の解除、宮城県の独自の緊急事態宣言の発出、新型コロナウイルス感染症の発生状況等、感染拡大防止のための取組みの依頼、GoToEatキャンペーン事業及び山形県プレミアム付きクーポン券の対応
第25回	令和3年3月22日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベル、山形市と連携した感染拡大防止の取組み、県外と往来する方への啓発活動
第26回	令和3年3月24日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、営業時間短縮の要請、山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業
第27回	令和3年3月27日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベル、寒河江市と連携した感染拡大防止の取組み、山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業
第28回	令和3年4月9日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形市及び寒河江市との緊急事態宣言の取扱い（県独自の緊急事態宣言の取扱い、山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業）、県民の皆様及び事業者の皆様へお願い
第29回	令和3年4月23日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形市との緊急事態宣言の取扱い（宣言解除の可否、山形市における感染の再拡大防止策）、山形県新型コロナウイルス対策認定事業、大型連休に向けた感染防止対策の呼びかけについて（県と県内市町村における共同メッセージ、東北・新潟共同メッセージ）
第30回	令和3年4月26日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、鶴岡市と連携した感染拡大防止の取組み（鶴岡市の感染状況、県と鶴岡市の合同要請）
第31回	令和3年5月12日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、鶴岡市と連携した感染拡大防止の取組み（鶴岡市における感染状況、県と鶴岡市の合同要請の取扱い）
第32回	令和3年5月22日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、山形県における新型コロナウイルス対応の目安〔注意・警戒レベル〕の見直し、南陽市と連携した感染拡大防止の取組み（南陽市の感染状況、県と南陽市の合同要請）、県民の皆様及び事業者の皆様へお願い
第33回	令和3年6月2日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、南陽市と連携した感染拡大防止の取組み（南陽市の感染状況、県と南陽市の合同要請の取扱い）



## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

	開催年月日	協議内容
第34回	令和3年6月10日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、南陽市と連携した感染拡大防止の取組み（南陽市の感染状況、県と南陽市の合同要請の取扱い）
第35回	令和3年8月6日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、感染拡大防止の取組み（県境を跨ぐ移動に係る啓発活動、県と県内市町村との共同メッセージ、児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応）、自宅・宿泊療養支援体制、ワクチンの接種状況等
第36回	令和3年8月12日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベル、今後の感染拡大防止策
第37回	令和3年8月20日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、医療専門家からの意見、今後の感染拡大防止策について（感染拡大防止特別集中期間）
第38回	令和3年9月11日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後の感染拡大防止策等（医療専門家からの意見、感染拡大防止特別集中期間の取扱い、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い、今後の県の取組み）
第39回	令和3年10月9日	新型コロナウイルス感染症の発生状況及びワクチン接種状況、注意・警戒レベルの引き下げ、注意・警戒レベルの目安等の見直し、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し、GoToEat及び山形県プレミアム付きクーポン券の今後の対応
第40回	令和3年12月17日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、新たな「注意・警戒レベル」の設定、次の感染拡大に備えた取組み（飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度の登録、ワクチンの追加接種（3回目）、医療提供体制の充実強化、PCR検査体制の拡充）、年末年始における感染拡大防止に係る注意喚起
第41回	令和4年1月4日	〔書面開催〕県民の皆様に対する検査受検の協力要請
第42回	令和4年1月19日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、注意・警戒レベルの引上げ、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し、県民の皆様に対する検査受検の協力要請の延長
第43回	令和4年1月24日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、政府に対するまん延防止等重点措置の適用要請、今後の対応
第44回	令和4年1月25日	まん延防止等重点措置
第45回	令和4年1月28日	〔書面開催〕まん延防止等重点措置の適用に伴う要請の一部変更
第46回	令和4年2月1日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、重点措置区域の追加、学校、保育所等における感染防止対策の強化、自宅療養者等支援体制
第47回	令和4年2月7日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、重点措置区域等における感染状況、重点措置区域の追加
第48回	令和4年2月16日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、まん延防止等重点措置の期間終了に伴う対応（重点措置区域の感染状況、政府への要請内容）
第49回	令和4年2月18日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、再拡大（リバウンド）防止特別対策期間、検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長、新型コロナウイルス追加接種（3回目接種）の促進
第50回	令和4年3月4日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後の感染拡大防止対策（再拡大（リバウンド）防止特別対策期間、クラスター抑制重点対策）
第51回	令和4年3月18日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、クラスター抑制重点対策の実施状況（3回目のワクチン接種の進捗状況、高齢者施設、保育施設等への訪問状況）、今後の感染拡大防止対策（クラスター抑制重点対策の取扱い、検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長、県立学校における春休み期間の取組み、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い）

## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

	開催年月日	協議内容
第52回	令和4年4月22日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後の感染拡大防止に向けた取組み、県立学校におけるゴールデンウィーク以降当面の取組み
第53回	令和4年5月17日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第54回	令和4年6月1日	〔書面開催〕県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し
第55回	令和4年6月23日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第56回	令和4年7月19日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、現下の感染拡大における対策（自宅療養支援体制の強化、中小企業等の事業継続への支援）、今後の感染拡大防止に向けた取組み、イベント等の開催に関する基本方針の見直し
第57回	令和4年8月12日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、県民の皆様へのお願い
第58回	令和4年8月19日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、現下の感染急拡大への対応
第59回	令和4年9月9日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、全数把握の見直し等、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
第60回	令和4年9月20日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第61回	令和4年10月18日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第62回	令和4年11月24日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第63回	令和4年11月30日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、本県における新型コロナウイルス対応の目安、イベント等の開催に関する基本方針、当面の感染防止対策、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
第64回	令和4年12月23日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、年末年始における医療ひっ迫回避に向けた取組み
第65回	令和5年1月24日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第66回	令和5年1月31日	〔書面開催〕イベント等の開催に関する基本方針の見直し、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し
第67回	令和5年2月15日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、今後のマスク着用に係る取扱い（令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願いの見直し、イベント等の開催に関する基本方針の見直し）、検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第68回	令和5年3月24日	〔書面開催〕検査受検の協力要請及び無料検査の実施期間の延長
第69回	令和5年4月20日	新型コロナウイルス感染症の発生状況等、5類移行後の医療提供体制等、感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の発止等

## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

### 2 新型コロナウイルス感染症に関する知事と医療専門家との意見交換会

		意見交換の内容
	開催年月日	
第1回	令和2年4月15日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県独自の緊急事態宣言の発出基準、県境における検温の実施</li> <li>緊急事態宣言は早めに出したほうがよい。東北6県で連携して取り組んでもらいたい</li> <li>県境検温により、県独自の姿勢を見せていくことが大切</li> <li>軽症者用の受入施設を早期に整えてほしい</li> </ul>
第2回	令和2年5月7日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者動向及び医療提供体制、学校の再開、企業等に対する要請</li> <li>現在は外出制限・自粛の緩和の入口だが、引き続き県外との往来自粛、マスク着用、3密禁止のアナウンスは必要</li> <li>県内の学校は積極的に再開を</li> <li>山形県民になじむ生活スタイルを作ること</li> </ul>
第3回	令和2年5月25日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県境をまたいだ移動の自粛、休業要請等を判断する目安</li> <li>6月以降は移動自粛を解除することにより。第2波、第3波が来ると思うので、再制限がありうることを周知すべき</li> <li>休業要請等を判断する目安については、目標数値に厳密にこだわらなくとも、総合判断でよい</li> <li>イベント開催時の配慮については、各団体が作成しているガイドラインを参考にすることよい</li> </ul>
第4回	令和2年7月8日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベルの見直し、山形県版新型コロナウイルスの予防の手引きの作成</li> <li>新型コロナウイルスは死に至ることもある病気であるということを念頭に、いま一度、感染防止策を確認することが必要</li> <li>注意・警戒レベルについては、状況に応じ、随時見直しを行ってよいが、公表のタイミングを見極めること</li> <li>予防の手引きについては、広い世代に活用されるよう、挿絵や写真と文字とのバランスに配慮するとともに、様々な業種からも意見を聞くべき</li> </ul>
第5回	令和2年11月12日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の新型コロナウイルス感染症に対する評価と今後の対応のあり方、年末年始の過ごし方、市町村との連携</li> <li>県内の感染はマスクをしない飲食が大きな要因。マスク着用の徹底が必要</li> <li>現在は、レベル「3」の入り口が見える「2」。いつ上がってもおかしくない</li> <li>年末年始に帰省するときは、しっかり健康観察してもらい、新しい生活様式をしっかりと守ってもらおうのが大切</li> </ul>
第6回	令和2年12月18日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の新型コロナウイルス感染症に対する評価と今後の対策、忘・新年会及び帰省など年末年始における感染拡大防止対策、各種キャンペーン事業</li> <li>医療は逼迫状態にあり、県民に行動変容を求めなければならぬ</li> <li>忘新年会は開催しないことが望ましいが、開催するのであればアルコールなしで、国の指針に基づいたものにすべき</li> <li>GoToトラベルなど各種キャンペーンは慎重な判断が必要</li> </ul>
第7回	令和3年4月9日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の新型コロナウイルス感染症に対する評価と今後の対策、山形市及び寒河江市の緊急事態宣言等の取扱い</li> <li>寒河江市は新期感染者数も減ってきており、緊急事態宣言は解除の方向でよいが、山形市は解除すべきタイミングではない</li> <li>いつ重症化するかわからない患者も多く、自宅療養者や宿泊療養者の体調の急変も危惧される状況。</li> <li>重症者が増えてきたらICUを全てコロナ患者に使うこととなる</li> <li>高齢者施設等に特化した対策も必要ではないか</li> </ul>
第8回	令和3年8月19日	<p>[説明事項] [主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の新型コロナウイルス感染症に対する評価と今後の対策</li> <li>県独自の緊急事態宣言を出す場合は、具体的な目標値を設定するなど、わかりやすく厳しい表現にする必要がある</li> <li>学生や子どもへの感染が多いため、学童や部活動に制約を設けることも必要ではないか</li> <li>今後、自宅や宿泊療養者が増えることを想定して、医師の派遣や在宅医療について検討してはどうか</li> <li>県外からの流入を止めるのは山形県だけの取り組みでは難しい。</li> <li>山形県と隣県の知事が共同会見を開き、県外との往来自粛を呼びかけてはどうか。</li> </ul>



## 資料7 新型コロナウイルス感染症に係る会議の開催状況

### 3 新型コロナウイルス克服・創造山形県民会議

	開催年月日	説明・協議事項
第1回	令和2年5月13日	<p>[説明] 新型コロナウイルス感染症の状況及び対応、山形県新型コロナウイルス対策応援金</p> <p>[協議] 各界における現状及び提言</p>
第2回	令和2年6月12日	<p>[説明] PCR検査体制の充実強化と医療提供体制の整備、山形県「新・生活様式」宣言及び6月補正の概要、山形県新型コロナウイルス対策応援金</p> <p>[協議] 新しい生活様式の定着と地域の経済活動の回復に向けた提言</p>
第3回	令和2年7月10日	<p>[説明] 6月補正予算の概要、新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベルの見直し、新型コロナウイルス予防の手引き</p> <p>[協議] 感染拡大防止と経済活動の両立</p>
第4回	令和2年9月4日	<p>[説明] 新型コロナウイルス感染症に係る県の取組み、企業等への支援、山形県における新型コロナウイルス対応の目安、山形県版新型コロナウイルス予防の手引き、7月27日からの大雨災害における新型コロナウイルス感染防止対策</p> <p>[協議] 感染拡大防止策と地域経済の回復に向けた取組み</p>
第5回	令和2年10月22日	<p>[説明] 新型コロナウイルス感染症に係る県の取組み、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた取組み、山形県プレミアム付きクーポン券による消費喚起、県民泊まって元気キャンペーンの実施状況</p> <p>[協議] 感染拡大防止策と地域経済の両立に向けた取組み</p>
第6回	令和2年12月24日	<p>[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応（県民の皆様及び事業者の皆様への取組みのお願い、新型コロナウイルス感染防止対策推進運動）、GoToEat及び山形県プレミアム付きクーポン券の今後の利用、山形県飲食業等緊急支援給付金、県民泊まって元気キャンペーン、県民泊まって応援キャンペーン、及び「バス・タク旅」やまがた巡り事業の対応、「コロナ差別ノー！宣言」県民運動の展開について</p> <p>[協議] 今後の感染拡大防止対策</p>
第7回	令和3年3月19日	<p>[説明] 令和3年度当初予算における新型コロナウイルス対策、新型コロナウイルスワクチン接種への対応、山形県PCR自主検査センターの設置</p> <p>[協議] ワクチン接種など感染防止対策の状況及び県内経済回復に向けた取組み</p>
第8回	令和3年4月28日	<p>[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス接種の状況、山形県PCR自主検査センターの設置・運営、令和3年度補正予算における新型コロナウイルス対策、山形県新型コロナウイルス対策認証事業、県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い</p> <p>[協議] 感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組み</p>
第9回	令和3年6月11日	<p>[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス接種の状況等、令和3年度6月補正予算における新型コロナウイルス対策、山形県新型コロナウイルス対策認証制度の実施状況</p> <p>[協議] 感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組み</p>
第10回	令和3年8月27日	<p>[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、感染拡大防止特別集中期間、新型コロナウイルス感染症に係る自宅・宿泊療養者支援体制、新型コロナウイルス接種状況等、山形県新型コロナウイルス対策認証制度の実施状況</p> <p>[協議] 今後の感染拡大防止対策</p>
第11回	令和3年11月9日	<p>[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス接種状況等、行動制限の緩和等</p> <p>[協議] 令和3年度9月補正予算における新型コロナウイルス対策 感染拡大防止対策及び県内経済回復に向けた取組み</p>
第12回	令和4年4月14日	<p>[説明] 県内における新型コロナウイルス感染症の現状、新型コロナウイルス接種状況、令和4年度当初予算における新型コロナウイルス対策</p> <p>[協議] 感染拡大防止対策と経済活動の両立等</p>

# 資料 8 山形県における新型コロナウイルス対応の目安（注意・警戒レベル）

〔令和 2 年 5 月 26 日運用開始〕

## 山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警戒レベル

レベル	目安となる指標	状態	対応策
<b>レベル 1</b> 【注意】	—	県内では確認されていないが、国内で感染者が確認されている状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい生活様式」の実践</li> <li>業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底</li> <li>感染が確認されている地域への移動は慎重に</li> </ul>
<b>レベル 2</b> 【警戒】	【新規感染者数】 1 人（直近 7 日間）	県内で感染者が確認されている状態（感染が広がっている状態）	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 1 対応策に加え、</li> <li>県民の慎重な行動を依頼</li> </ul>
<b>レベル 3</b> 【特別警戒】	【新規感染者数】 5 人以上（直近 7 日間） 【感染経路不明者数】 1 人以上（直近 7 日間）	感染拡大のリスクが高まっている状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 2 対応策に加え、</li> <li>不要不急の外出自粛、イベント開催の自粛を協力依頼</li> </ul>
<b>レベル 4</b> 【非常事態】	【新規感染者数】 10 人以上（直近 7 日間） 【感染経路不明者数】 2 人以上（直近 7 日間） 【入院患者数】 【病床稼働率】 【重症患者数】	感染が拡大している状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 3 対応策に加え、</li> <li>県の非常事態宣言の発出</li> <li>営業の自粛（休業）を協力依頼</li> </ul>

※ 各レベルの適用にあたっては、上記内容に加え、県内における感染の具体的状況（地域分布、クラスター発生状況等）や、首都圏や近隣の感染状況なども踏まえて、総合的に判断する。

〔令和 2 年 7 月 29 日見直し後〕

## 山形県における新型コロナウイルス対応の目安 〔注意・警戒レベル〕

レベル	状態	参考とする指標等	対応策
<b>レベル 1</b>	県内では確認されていないが、国内で感染者が確認されている状態	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民は「新・生活様式」の実践を心がける</li> <li>事業者は、業種別の感染拡大予防ガイドラインに取り組む</li> <li>感染が増加している地域への移動はできるだけ控えよう、県民に呼びかけ</li> <li>なお、必要に応じて移動する場合は、移動先での「新・生活様式」を徹底するよう、呼びかけ</li> </ul>
<b>レベル 2</b> 【注意】	県内での感染者の確認が限定的な状態	【1 週間あたりの新規感染者数】 1 人/週 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 1 に加え、</li> <li>「新・生活様式」の実践及び業種別感染拡大予防ガイドラインの徹底を県民と事業者に呼びかけ</li> <li>〇発熱等の症状がある方への早期受診相談の呼びかけ</li> <li>〇業界団体に対し、ガイドライン実践の自主点検を依頼</li> </ul>
<b>レベル 3</b> 【警戒】	感染の広がりが懸念される状態	【感染経路不明者数】 1 人/週 以上 【重症入院患者数】 1 人以上 以下の指標も参照する。 【1 週間あたりの新規感染者数】 【60 歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 2 に加え、</li> <li>〇感染発生の状況や特徴に応じた注意喚起や感染防止対策の徹底を協力依頼 【例：高齢者や基礎疾患のある重症化リスクの高い方に対し、より慎重な行動を呼びかけ ：感染者が発生した施設と同様の業態の業内団体及び事業者に対し、ガイドライン遵守の徹底を依頼 など】</li> </ul>
<b>レベル 4</b> 【特別警戒】	感染が拡大傾向にある状態	【感染経路不明者数】 2 人/週 以上 【重症入院患者数】 3 人以上 以下の指標も参照する。 【1 週間あたりの新規感染者数】 【60 歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル 3 に加え、</li> <li>〇感染発生の状況や特徴に応じた行動を協力依頼 【例：ガイドライン実践施設の利用を呼びかけ ：実践していない施設の利用を控えるよう呼びかけ】</li> </ul>
<b>レベル 5</b> 【非常事態】	感染が拡大し、医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	医療現場のひっ迫状況を踏まえて判断 以下の指標も参照する。 【重症入院患者数】 【1 週間あたりの新規感染者数】 【60 歳以上の入院患者数】	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇県独自の非常事態宣言の発出</li> <li>〇新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき次の事項を協力要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出自粛</li> <li>ガイドラインを実践しない施設の利用自粛</li> <li>ガイドラインを実践しない施設を営業自粛（休業）</li> </ul> </li> </ul>

◆ 各レベルの適用にあたっては、上記内容に加え、県内における感染の具体的状況（地域分布、クラスター発生状況等）や、首都圏や近隣の感染状況なども踏まえ、全体的に判断する。

◆ この目安は、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

# 資料 8 山形県における新型コロナウイルス対応の目安 (注意・警戒レベル)

## 〔令和3年12月10日見直し後〕

### 本県における新型コロナウイルス対応の目安 (注意・警戒レベル)

- 各レベルの適用 (引き上げ、引き下げ) にあたっては、「レベルの目安 (医療提供体制の負荷の状況) 割合、入院率、今週先週比等」のほか、県内における感染の具体状況 (地域分布、クラスター発生状況等)、首都圏や近隣県の感染状況も踏まえ、総合的に判断する。

- ※ 感染状況によっては、地域を指定した対策や適用レベルよりも高いレベルの対策を講ずる場合もある。
- ※ レベルの引き下げは、各レベルの目安を下回る状況が1週間程度継続するほか、各指標等を踏まえ、総合的に判断する。
- ※ この目安は、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化に応じて随時見直すこととする。

レベル	状況	レベルの目安	主な対策	従前の分類との比較	
				県 (注意・警戒レベル)	政府 (ステージ)
0 維持	・新規陽性者数ゼロを維持	・病床使用率が5%以下 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1人未満 (直近1週間の新規陽性者数の累計が10人以下)	・ワクチン接種率の更なる向上、追加接種の実施 ・積極的疫学調査の徹底 ・総合的な感染対策の継続 (基本的な感染防止対策の徹底、第三者認証制度の促進等)	1	I
1 注意	・安定的に一般医療が確保され、コロナ医療も対応が可能 ・社会経済活動の段階的な回復が可能	・病床使用率が5%超 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が1人以上 (直近1週間の新規陽性者数の累計が11人~161人)	(感染が拡大し、レベル2に到達するおそれがある場合) ・感染対策の強化 (感染拡大地域との往来に関する注意喚起等)	2 [注意]	II
		・病床使用率が20%超 ・重症病床使用率が20%超 ・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が15人以上 (直近1週間の新規陽性者数の累計が162人以上9)	・会食時の人数制限、飲食店への時短要請、感染不安を感じる無症状者への検査要請等 ・政府へまん延防止等重点措置適用の要請を換討 (感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限等)	3 [警戒]	
2 警戒	・新規陽性者が増加傾向 ・一般医療やコロナ医療に負荷が生じ始めているが、適切な対応が可能	・病床使用率が50%超 ・重症病床使用率が50%超	・政府へ緊急事態宣言適用の要請を換討 (感染リスクの高い場所への外出自粛要請、飲食店への時短要請、イベントの開催制限、施設の使用制限等)	4 [特別警戒]	III
		・予測ツールで3週間後に必要とされる病床数が確保病床数に到達 ・病床使用率が50%超 ・重症病床使用率が50%超	・更なる一般医療の制限、積極的疫学調査の重点化 ・政府による災害医療的な広域支援・調整の実施	5 [非常事態]	
3 特別警戒	・一般医療を制限しなければ、コロナ医療への対応が困難 ・強い対策が必要	・入院を必要とする患者の数が確保病床数を超過	・更なる一般医療の制限、積極的疫学調査の重点化 ・政府による災害医療的な広域支援・調整の実施	IIIの最長局面	IV
4 非常事態	・一般医療を大きく制限しても、コロナ医療への対応が困難 ・最大確保病床数を超えた数の入院が必要			—	—

## 〔令和4年11月30日見直し後〕

### 本県における新型コロナウイルス対応の目安 (注意・警戒レベル)

- 各レベルの適用 (引き上げ、引き下げ) にあたっては、「レベルの目安 (医療提供体制の負荷の状況) や様々な指標 (新規陽性者数の推移や今週先週比等) のほか、社会経済活動への影響、変異株の感染力や病原性、近隣県の感染状況等も踏まえ、総合的に判断する。

- ※ 感染状況によっては、適用レベルよりも高いレベルの対策を講ずる場合がある。
- ※ レベルの引き下げは、各レベルの目安を下回る状況が1週間程度継続するほか、各指標等を踏まえ、総合的に判断する。
- ※ この目安は、新型コロナウイルスに関する今後の状況変化に応じて随時見直す。

レベル	保健医療や社会経済活動の状況	レベルの目安 (医療提供体制の負荷の状況)	主な対策例
1 (注意)	【感染者】 ・感染者が低位で推移しているか、徐々に増加している状態 ・外来医療、入院医療とも負荷は小さい	・病床使用率が0%~30%	・基本的な感染防止対策の徹底 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ワクチン接種の推奨 ・第三者認証施設等の利用推奨 ・感染不安を感じる無症状者への検査要請 ・その他感染状況に応じた要請や注意喚起等
2 (警戒)	【感染拡大初期】 ・感染者が急激に増え始める ・発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まり始める ・欠勤者が増加し、業務継続に支障が出る事業者も出始める	・病床使用率が概ね30%~50%	
3 (特別警戒)	【医療負荷増大期】 ・保健医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生 ・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到 ・欠勤者が多数発生し、業務継続が困難な事業者も多数発生	・病床使用率が概ね50%超 ・重症病床使用率が概ね50%超	・レベル1及び2の対策の再徹底 ・医療ひっ迫防止対策強化宣言における協力の喚起 (医療ひっ迫防止対策強化宣言における協力要請の例) ・普段と異なる応対がある場合の外出、出勤、登壇、登壇の自粛 ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛 ・大人数の会食や大規模イベントへの参加自粛等
4 (非常事態) ※選きたいレベル	【医療機能不全期】 ・今冬の感染者の想定 (1日当たり全国で45万人、木県で3,700人程度) を超える膨大な数の感染者が発生 ・通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性	・病床使用率が概ね80%超 ・重症病床使用率が概ね80%超	・レベル1~3の対策の再徹底 ・「医療ひっ迫防止対策強化宣言」発出の検討 (医療ひっ迫防止対策強化宣言の発出の要請の例) ・不要不急の外出自粛 (出勤・登壇・登壇、旅行の自粛も要請) ・イベントの延期等の慎重な対応 ・部活動の大会や学校行事等に出席の可否の変更を含む慎重な対応 (学校の授業は原則継続) 等 ※今後の変異株の状況によっては、更なる協力要請や行動制限を含む変更対応の高い措置を講ずる場合もある。

新型コロナウイルス感染症

山形県・山形市「緊急事態宣言」

◎緊急対策（期間延長）

期 間：令和3年4月12日（月）から4月25日（日）まで

※ 以下の対策は、**山形市**を対象として実施します。

1 山形市民等への呼びかけ

（1）実効性のある対策徹底の要請

- **山形市全域**で不要不急の外出や移動を自粛してください。
  - 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようしてください。
  - 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断してください。
  - 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断してください。
  - 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底してください。
  - **山形市**以外の方については、**山形市**との往来は可能な限り控えてください。
  - 特にまん延防止等重点措置の対象区域との往来は可能な限り控えてください。
- （2）飲食店への呼び掛け強化
- 民間企業・各関係団体の協力による広報の実施
  - 飲食店への個別通知の実施
  - 繁華街での呼び掛けの実施

2 山形県と山形市が連携した早期発見と感染拡大防止対策

（1）緊急拡大検査の実施

- 中心市街地において、飲食店従業員への集中的な検査を実施
- （2）高齢者施設における検査体制等の強化
  - 高齢者施設（通所系・訪問系）において、施設職員への幅広い検査を実施
- （3）保健所体制強化による感染の封じ込め
  - 山形市保健所への緊急応援
    - ・ 山形市保健所における業務状況を踏まえ、山形市が応援要請した場合、県は速やかに職員派遣などの緊急応援を継続

3 営業時間短縮要請

（1）感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請

- 対象期間 令和3年4月12日（月）から令和3年4月25日（日）まで
- 対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設
  - ① 接待を伴う飲食店
    - ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
  - ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
    - 山形市全域**
- 対象区域 **山形市全域**
- 要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業
- 協 力 金 営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者に対し、「山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給

以上



## 新型コロナウイルス感染症

## 山形県・寒河江市「緊急事態宣言」

## ◎緊急対策

期間：令和3年3月27日（土）から4月11日（日）まで

※以下の対策は、**寒河江市**を対象として実施します。

## 1 感染抑制対策

(1) 実効性のある対策徹底の要請

- **寒河江市全域** で不要不急の外出や移動を自粛してください。
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようしてください。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断してください。
- 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断してください。
- 職場でも休憩時間を含めた感染防止対策を徹底してください。
- **寒河江市以外** の方は、**寒河江市** との往来は可能な限り控えてください。

(2) 飲食店への呼びかけ強化

- 民間企業・各関係団体の協力による広報の実施
- 飲食店への個別通知の実施
- 繁華街での呼びかけの実施

## 2 営業時間短縮要請

- (1) 感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請
- 対象期間 令和3年3月30日（火）から令和3年4月11日（日）まで
  - 対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設
    - ① 接待を伴う飲食店
      - ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
    - ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
      - 寒河江市全域**
  - 対象区域 **寒河江市全域**
  - 要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業

令和3年4月26日

## 県と鶴岡市の合同要請について

鶴岡市内の高等学校におけるクラスターの発生等により、新規感染者数が急激に増加し、医療提供体制のひっ迫が懸念されることから、県と鶴岡市が鶴岡市民に対して合同で要請を行うもの。

## 1 基本的な感染拡大防止策の徹底

感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持ち、正しいマスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策を徹底してください。

## 2 外出・部活動・帰省等について

- ① 鶴岡市全域で不要不急の外出や移動は控えてください。
- ② 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは行かないでください。
- ③ 鶴岡市内に所在する中学校及び高等学校の部活動においては、他校等との交流や合宿等宿泊を伴う活動は控えてください。
- ④ 県境をまたぐ帰省や法事などの移動は、控えてください。
- ⑤ ご家族やご親族に、体調が悪い時の帰省や、感染が多い地域からの帰省は控え、電話やオンライン帰省を活用するようお願いください。
- ⑥ 仕事は、できる限りテレワークやオンラインを活用してください。

以上

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### 山形県と南陽市の合同要請

南陽市内の飲食店で発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターについては、家庭内や地域での新規感染者数は減少しているものの、いまだ収束には至っておらず、また、置賜地域の医療提供体制が逼迫していることから、南陽市との合同要請を6月4日から一週間程度延長します。つきましては、南陽市民や事業者の皆様は、改めて、以下のことについて御理解、御協力をお願いします。

#### 1. 南陽市民の皆様へ

- 南陽市全域で不要不急の外出や移動は控えてください。
- 発熱や咳などの症状があるときは、早目に「かかりつけ医」または「受診相談センター」にご相談ください。
- 感染力や重症化リスクが高いとされるN501Y変異株のリスクが常に身の回りにあるという意識を持ち、マスク（不織布製が望ましい）の正しい着用、消毒、三密の回避、換気の励行など基本的な感染防止対策をこれまで以上に徹底してください。
- 混雑する時間帯や混雑する場所など、人の集まるところろ自体を避けてください。
- 県境をまたぐ移動は控えてください。とくに緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域との往来は控えてください。
- 仕事は、できる限りテレワークやオンラインを活用してください。

#### 2. 飲食店事業者の皆様へ

- 従業員の健康管理をはじめ、業種別ガイドラインの遵守を徹底してください。
- マスク（不織布製が望ましい）の正しい着用を徹底してください。フェイスシールド、マウスシールドはマスクの代用品にはなりません。
- カラオケのある飲食店では、飲酒を伴うカラオケを控えるよう呼びかけてください。

#### 3. 飲食店をご利用の皆様へ

- マスクを外した会話、飲食、カラオケが最大の感染リスクであるとの意識を持ってください。
- カラオケを利用する場合は、マスクの着用を徹底し、歌う人とそれ以外の人の距離をできるだけ離すとともに換気に努めてください。
- 飲食は、家族やいつも一緒にいる人と少人数短時間で行ってください。また、はしご酒・深酒などは控えてください。

令和3年6月2日

山形県知事 吉村 美栄子  
南陽市長 白岩 孝夫

令和3年8月20日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

### 「感染拡大防止特別集中期間」に係る協力要請

県内では、7月下旬からの新規感染者数の急増により、8月中旬には、県全体の病床占有率が政府の示すステージⅣの指標である50%を超えました。このままでは、本県でも医療崩壊が現実のものになる恐れがあります。

県外との往来に起因する第5波の1日も早い収束を目指し、医療提供体制の崩壊を防ぐために、8月20日(金)から9月12日(日)までを「感染拡大防止特別集中期間」とし、県民を挙げて感染防止対策に取り組みます。

不織布マスクの着用やこまめな手洗い、消毒、三密の回避などの基本的な感染拡大防止対策の徹底に加え、県民・事業者・学校関係の皆様は、下記のことについて、ご協力をお願いいたします。

#### 1. 県民への協力要請

- ・ 県外との不要不急の往来は厳に控えてください。(通勤、通学などを除く)
- ・ 外出は普段の2分の1に減らし、買い物も短時間で済ませてください。
- ・ 会食は、いつも一緒にいる人と3人以内、1時間程度で。  
(お店を利用する場合は、できるだけ新型コロナウイルス対策認証店)
- ・ 県外との往来や家族以外の人との会食など、感染リスクが高い行動の後は、家庭内でも不織布マスクを着用してください。
- ・ ワクチンを2回接種した方も、引き続き不織布マスクを着用してください。

#### 2. 事業者への協力要請

- ・ 県外への出張は普段の2分の1に減らし、オンラインの活用などを検討してください。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務など、人と人の接触の機会を減らす取組みを進めてください。
- ・ ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。
- ・ 体調が優れない人が、気兼ねなく休み、医療機関を受診できる環境を整備してください。

#### 3. 学校関係への協力要請

- ・ 夏休みが終わり、学校の授業が開始されるにあたり、児童生徒の健康観察を徹底してください。
- ・ 部活動は、自校内に限定してください。また、部活動前後での複数人による飲食は控えてください。
- ・ 文化祭、体育祭等の学校行事は、一般公開はせず、他校との交流は控えてください。
- ・ 県外への修学旅行は、延期・変更してください。

以上

# 山形県 まん延防止等重点措置の 適用に伴う要請

**令和4年1月25日**  
(令和4年1月28日一部変更)  
(令和4年2月1日一部変更)  
(令和4年2月7日一部変更)

県民の皆様へのお願い	
重点措置区域 (山形市、天童市、米沢市、高畠町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第31条の6第2項、第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
外出 移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要不急の外出は控えてください。</li> <li>○ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。</li> <li>○ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店の利用は控えてください。</li> </ul>
県外との往来	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不要不急の往来は控えてください。 ※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。</li> <li>○ 移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。</li> </ul>

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし

県民の皆様へのお願い	
重点措置区域 (山形市、天童市、米沢市、高畠町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第31条の6第2項、第24条第9項)	重点措置区域以外 (特措法第24条第9項)
会食	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1テーブル4人以下、2時間以内で感染防止対策を徹底して行ってください。 ※結婚式など冠婚葬祭を含む</li> <li>○ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。</li> </ul>
感染防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</li> <li>○ ワクチンの効果は、時間が経過すると低下してきますので、ワクチン接種後も、マスクの着用など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</li> <li>○ 発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に医療機関に連絡し、受診してください。</li> <li>○ 無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受けてください。</li> </ul>

## 重点措置区域

山形市、天童市、米沢市、高畠町、  
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、  
遊佐町 ※2月9日(水)から天童市を追加

## 実施期間

令和4年1月27日(木)から  
令和4年2月20日(日)まで

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### 学校等へのお願い

重点措置区域		重点措置区域以外
(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町)		(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)
部活動	○活動停止 (全国大会出場を除く) ※スポーツ少年団活動についても活動停止を要請	○自校内の活動とし、マスクを着用しても活動できる ○他校等との交流、合宿等宿泊を伴う活動は停止 (全国大会出場を除く) ○活動前後のマスク着用等の感染防止対策の指導徹底 ○改めて実施の可否を慎重に判断 ○実施する場合でも、 ・基本的な感染防止対策(不織布マスクの常時着用、ゼロ密対策、換気の励行、健康観察)を徹底 ・重点措置区域への移動を自粛 ・指導者は当該校の教職員に限定
	○実施しない	○感染者・濃厚接触者が発生した際は、学校長が一時的に学校を閉鎖するなどした上で「新型コロナウイルス対策学校支援タスクフォース」等の助言を受け、速やかに休業等の対応を実施することともに、リモート学習等を推進して、児童生徒の学びの保障に配慮 ※特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底
校外学習等	○登校前の健康観察の徹底を改めて周知(風邪症状等がある場合、登校を控え医療機関の受診を促す) ※特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底	○登校前の健康観察の徹底を改めて周知(風邪症状等がある場合、登校を控え医療機関の受診を促す) ※特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底
県立学校	○換気対策の徹底(改めて室内のCO <sub>2</sub> 濃度・室温の変化を測定、換気方法を改善) ○受験等で県外に移動する場合、無料のPCR等検査の活用を推奨	○換気対策の徹底(改めて室内のCO <sub>2</sub> 濃度・室温の変化を測定、換気方法を改善) ○受験等で県外に移動する場合、無料のPCR等検査の活用を推奨

※ 小中学校等市町村立学校や私立学校についても、同様の対応を要請する。<sup>5</sup>

### 保育所等へのお願い

保育所、認定こども園、幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染防止対策の徹底・強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等児童関係施設に配布した県独自「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参照し、感染防止対策を徹底してください。</li> <li>・保健衛生用品等の購入に係る補助を活用してください。</li> <li>・市町村においては、保育士等への3回目ワクチン優先接種に御配慮をお願いします。</li> </ul> </li> <li>○事業継続           <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所するようお願いいたします。</li> <li>・市町村が臨時休園の判断を行うに当たっては、保育の必要な方に対する保育が継続して実施されるような配慮(代替保育等)をお願いいたします。</li> <li>・感染の早期発見や事業継続に向けて、保育所等に配布している抗原簡易キットやPCR検査キットを活用してください。</li> <li>・濃厚接触者の待機期間については、最新の取扱いにより対応をお願いします。</li> </ul> </li> </ul>
-----------------	--

<sup>6</sup>

### 事業者の皆様へのお願い

重点措置区域		重点措置区域以外
(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)		(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第24条第9項)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。</li> <li>○就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。</li> <li>○テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。</li> <li>○ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。</li> <li>○体調が優れない方や、子どもの養育等が必要な方が気兼ねなく休める環境を整備してください。</li> <li>○従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。</li> </ul>		
感染防止対策等		

### 飲食店等の皆様へのお願い

重点措置区域		重点措置区域以外
(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第31条の6第1項、第24条第9項)		(山形市、天童市、米沢市、高岡町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町) (特措法第31条の6第1項、第24条第9項)
期間	山形市、庄内地域2市3町：1月27日(木)から2月20日(日)まで 米沢市、高岡町：2月3日(木)から2月20日(日)まで 天童市：2月9日(水)から2月20日(日)まで	山形市、庄内地域2市3町：1月27日(木)から2月20日(日)まで 米沢市、高岡町：2月3日(木)から2月20日(日)まで 天童市：2月9日(水)から2月20日(日)まで
対象	①飲食店(宅配・テイクアウトサービスは除く) ②遊興施設(スナック、カラオケ店等)、結婚式場等 →①、②のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	①飲食店(宅配・テイクアウトサービスは除く) ②遊興施設(スナック、カラオケ店等)、結婚式場等 →①、②のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 営業時間の短縮要請 【認証施設】 営業時間を午前5時から午後9時まで(※)としてください。(酒類の提供は可) 協力金：4～11万円/日 ※通常の閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証施設は、営業時間を午前5時から午後8時までとしてください。(1月28日(金)から)</li> <li>【非認証施設】 営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供を行わないでください。 (利用者の待込を含む。) 協力金：3～10万円/日 ※大企業の場合：1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円) ※中小企業もこの計算方法を選択可</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 利用者の人数制限(対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし) 1 テーブル4人以内にしてください。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 営業時間の短縮要請 【認証施設】 営業時間を午前5時から午後9時まで(※)としてください。(酒類の提供は可) 協力金：4～11万円/日 ※通常の閉店時間が午後8時を超えて午後9時までの認証施設は、営業時間を午前5時から午後8時までとしてください。(1月28日(金)から)</li> <li>【非認証施設】 営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供を行わないでください。 (利用者の待込を含む。) 協力金：3～10万円/日 ※大企業の場合：1日当たりの売上減少額の40%(上限20万円) ※中小企業もこの計算方法を選択可</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 利用者の人数制限(対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし) 1 テーブル4人以内にしてください。</li> </ol>

<sup>8</sup>



## 資料9 緊急対策等における協力要請

### イベント主催者等の皆様へのお願い (県内全域共通) (特措法第24条第9項)

次の人数上限に沿ったイベントの開催をお願いします。

収容定員	大声なし	大声あり
1万人超	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を 策定した場合、2万人まで	収容定員の 半分まで (上限5,000人)
5,000人超 ～1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定 した場合、収容定員まで	
5,000人以下	収容定員まで	

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること

※ 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用なし

※ 1月28日までを周知期間とし、1月28日までに販売されたチケットに限り、上記要件を適用せず、キャンセルは不要

9

### 大規模集客施設(1,000m<sup>2</sup>超)へのお願い (重点措置区域) (特措法第31条の6第1項)

期間	1月27日(木)から2月20日(日)まで
対象施設	<p>次の施設のうち、<b>床面積1,000m<sup>2</sup>を超える施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>劇場等：劇場、観覧場、映画館等</li> <li>集会場等：集会場、公会堂、展示場、展示場、貴会議室、文化会館等</li> <li>ホテル等：ホテル、旅館 (集会用に供する部分に限る)</li> <li>運動施設及び遊技場：体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バドミントン練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スノーッククラブ、ヨカスタジオ、テーマパーク、遊園地等</li> <li>博物館等：博物館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等</li> <li>遊技場：マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等</li> <li>遊興施設：漫遊喫茶、個室ビデオ店等</li> <li>物品販売業を営む店舗：大規模小売店、ショッピングセンター等</li> <li>サービス業を営む店舗：スーパー銭湯、ネイルサロン等</li> </ul>
要請内容	<p>次の感染防止対策の徹底をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入場をする者の整理等</li> <li>入場をする者に対するマスクの着用の周知</li> <li>感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul>

10

### その他

県有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点措置区域の県有施設の開館時間の短縮や休館等を実施</li> </ul>
やまがた冬割キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>山形県民は、重点措置区域の県民及び重点措置区域の宿泊割引のみ停止</li> <li>隣県の県民割については、県内での宿泊割引を停止</li> <li>いずれも1月27日以降予約停止、2月2日以降割引停止 (米沢市民、高畠町民及び同市町内の宿泊割引は、2月3日以降予約停止、2月9日以降割引停止)</li> <li>天童市民及び同市内の宿泊割引は、2月9日以降予約停止、2月15日以降割引停止)</li> </ul>

11

# 山形県 再拡大(リバウンド)防止 特別対策期間

令和4年2月21日(月)～3月6日(日)

## 再拡大(リバウンド)防止特別対策の基本的な考え方

- ✓ まん延防止等重点措置終了後の感染の再拡大(リバウンド)を防ぐため、県内全域で感染防止対策を実施
- ✓ 第6波でクラスターが多数確認された保育施設や学校、高齢者施設等の感染防止対策を補強
- ✓ 県内の感染状況・オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策を追加
- ✓ 感染状況を注視しながら、感染対策と経済回復の両立を図るため、経済活動の制限に係る要請内容等を見直し  
(飲食店への営業時間短縮要請終了、冬割キャンペーンの全県再開)
- ✓ 高齢者施設等における接種促進やエッセンシャルワーカーの優先接種など、ワクチンの3回目接種を加速

## 県民の皆様へのお願い

### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- |        |   |
|--------|---|
| 外出・移動  | ○ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は控えてください。   |
| 県外への往来 | ○ 不要不急の往来は控えてください。※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。<br>○ 移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。   |
| 会食     | ○ 1グループの人数制限はありませんが、1テーブル4人以下で感染防止対策を徹底して行ってください。※結婚式など冠婚葬祭を含む<br>○ お酌はせず、長時間にならないようにしてください。<br>○ 職場での昼食や休憩中の飲食等を含め、黙食を基本とし、会話をする際は、マスクの着用を徹底してください。<br>○ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。 |

## 県民の皆様へのお願い

### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- |         |  |
|---------|--|
| 感染防止対策等 | ○ 不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密(密閉、密集、密接の全てを避ける)、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底してください。<br>○ 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめな手洗いをを行い、家族間の感染防止対策を徹底してください。<br>○ ワクチンの効果は、時間の経過とともに低下してきます。ご自身のためにも、できるだけ早く3回目の接種を受けていただくようお願いいたします。<br>○ 発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に医療機関に連絡し、受診してください。<br>○ 無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受けてください。 |
|---------|--|

## 資料9 緊急対策等における協力要請

<h3>学校等へのお願い</h3>	<p>協力要請の内容 (特措法第24条第9項)</p> <p><b>依然、若年層に感染者が多発していることから、「県内全域・短期集中」で感染防止対策を改めて徹底・強化</b></p> <p>○ <b>原則、活動を自粛</b> (全国大会出場を除く) ただし、各地域の感染状況によっては、学校医等の助言を得た上で、一定の制約のもと活動を可能とする。(自校内の活動、土日祝日の活動を停止、マスクを着用してできる活動に限定 など) 〔※ワクチン未接種の児童が多い小学校において、クラスターが多発していることから、スポーツ少年団活動については活動停止を要請〕</p> <p>○ <b>校外活動を実施するにあたっては、感染防止対策を徹底</b> ※県外への移動は自粛</p> <p>○ <b>感染のリスクが高い学習活動は停止</b> (合唱やリコーダー演奏、近距離で組み合う運動 など)</p> <p>○ <b>登校前の健康観察の徹底を改めて周知</b> (風邪症状等がある場合、登校を控え医療機関の受診を促す) ※特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底</p>
<h3>学校等へのお願い</h3>	<p>協力要請の内容 (特措法第24条第9項)</p> <p>○ 登下校時もマスク着用を徹底</p> <p>○ 換気対策の徹底 (改めて室内のCO<sub>2</sub>濃度・室温の変化を測定、換気方法を改善)</p> <p>○ 学校等での給食や昼食は黙食を基本とし、会話をする時はマスク着用を徹底</p> <p>○ 地域の感染状況を踏まえ、時差登校やオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施を検討</p> <p>○ 受験等で県外に移動する場合、無料のPCR等検査の活用を推奨</p> <p>○ 教職員の3回目のワクチン接種を積極的に促進</p> <p>○ 感染者・濃厚接触者が発生した際は、 ・ 学校長が一時的な学校閉鎖などをした上で「新型コロナウイルス対策学校等支援タスクフォース」等の助言を受け、速やかに休業等の対応を実施 ・ 児童生徒の学びの保障に配慮し、オンライン学習を推進、時差登校等 を検討</p> <p>※ 小中学校等市町村立学校や私立学校についても、同様の対応を要請<sup>6</sup></p>

<h3>学校等へのお願い</h3>	<p>協力要請の内容 (特措法第24条第9項)</p> <p>○ 学生や教職員等に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、都道府県の認証施設などの感染防止対策が講じられた施設を利用し、短時間の開催とし、会話をする際はマスク着用を徹底するよう求めてください。</p> <p>○ 部活動やサークル活動、課外活動、学生寮における感染防止対策等について、学生や教職員等に注意喚起を徹底してください。特に、部活動等における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を検討してください。</p> <p>○ 学内での行事は、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。</p> <p>○ 感染防止対策の徹底と面接授業・遠隔授業の効果的活用等により、学生の学修機会を確保してください。</p> <p>○ 学生や職員の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。</p>
-------------------	--

7

<h3>保育所や保護者の皆様等へのお願い</h3>	<p>協力要請の内容 (特措法第24条第9項)</p> <p>○ 県独自の「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参照し、感染防止対策を徹底してください。</p> <p>○ 保健衛生用品等の購入に係る補助を活用してください。</p> <p>○ 感染の早期発見や事業継続に向けて、保育所等に配布している抗原定性検査キットやPCR検査キットを活用してください。</p> <p>○ 感染リスクが高い活動避けるとともに、児童をできるだけ少数グループ一づつに分割するなど、感染を広げない形で保育等を実施してください。</p> <p>○ 保護者が参加する行事の延期等を含めて、大人数での行事は自粛してください。</p>
---------------------------	---

8

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### 保育所や保護者の皆様等へのお願ひ

#### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- 毎日、登園前にお子さんの健康観察（発熱、のどの痛み、鼻水などの風邪症状の有無の確認）を必ず行ってください。
- 発熱等の症状がある場合は登園を避けてください。
- 家庭内や周囲の方の発熱や呼吸器症状など健康状態にも留意してください。
- お子さんや御家族に気になることがある場合は保育所等に連絡してください。
- 保育所等での感染拡大防止に向け、市町村や園からの感染防止対策の要請・依頼について、御理解と御協力をお願いします。
- 社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所するようお願いします。
- 臨時休園の判断を行うにあたっては、保育の必要な方に対する保育が継続して実施されるよう配慮（代替保育等）をお願いします。
- 保育士等への3回目ワクチン優先接種に御配慮をお願いします。

保護者

市町村

### 高齢者施設・障がい者施設へのお願ひ

#### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- 換気、マスクの着用、消毒等、厚生労働省が策定した「介護現場における感染対策の手引き」、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等に基づく対応を徹底してください。  
※エチケットを提供しますので活用してください。
- 複合型施設では、施設入所者と通所サービス利用者の動線を可能な限り分離する、入所系職員と訪問・通所系職員とで休憩室利用時間を分離するなど、感染リスクを極力減らしてください。
- 利用者や従事者に感染者が発生した場合に備え、BCP（業務継続計画）及び初動対応を再確認するとともに、必要物資の備蓄に務めてください。
- 利用者や従事者の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。

#### <施設内で感染者が確認された場合の支援>

- 抗原定性検査キット等による感染者の早期探知
- 感染症専門班（医師・認定看護師）の介入による感染拡大防止指導
- 職員が不足した場合の相互応援ネットワークの活用

高齢者施設・障がい者施設

### 事業者の皆様へのお願ひ

#### 協力要請の内容 (特措法第24条第9項)

- 業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。
- 就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。
- テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。
- ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。
- 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得や在宅勤務（テレワーク）、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。
- 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社のBCP（事業継続計画）の作成・点検を進めてください。
- 厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」を活用するなどして、子どもが登校・登園できない場合に従業員が安心して休暇を取得できる環境を整えてください。
- 従業員の方へ3回目のワクチン接種をできるだけ早く受けよう促してください。

感染防止対策等

### イベント主催者等の皆様へのお願ひ (特措法第24条第9項)

次の人数上限に沿ったイベントの開催をお願いします。

収容定員	大声なし	大声あり
1万人超	収容定員の半分以上 ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで	収容定員の半分以上
5,000人超 ～1万人	5,000人まで ※ 感染防止安全計画を策定した場合、収容定員まで	
5,000人以下	収容定員まで	

※ 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること

その他の対策

ワクチン接種 (一部再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村と連携し、高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチンの3回目接種を速やかに実施</li> <li>○教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に対する優先的なワクチンの3回目接種を推進</li> </ul>
県有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県有施設の臨時休館や利用制限等を実施</li> </ul>
やまがた冬割 キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2月21日(月)以降は、全ての区域の宿泊割引を再開</li> <li>○なお、旅のイチョケットを守りながら、感染防止対策を徹底</li> <li>○隣県の県民割については、当面の間、停止</li> </ul>

13

# クラスター抑制 重点対策

実施期間 令和4年3月7日(月)～3月21日(月)

1

## 主な取組項目

- 1 ワクチン接種の加速
- 2 県で高齢者施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認
- 3 県で保育施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認
- 4 学校における手エクリストを活用した感染防止対策の実施状況の確認

2



## 資料9 緊急対策等における協力要請

### ワクチン接種の加速

- 大規模接種事業により、希望する方への3回目のワクチン接種を推進
- 市町村と連携し、高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチンの3回目接種を速やかに実施
- 教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に対する優先的なワクチンの3回目接種を推進

### クラスター対策の強化

高齢者施設 障がい者施設	○県がいくつかの高齢者施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、併せて、現場における感染防止対策に関する課題の聞き取りを実施
保育所 認定こども園 幼稚園等	○県が保育施設等を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、併せて、現場における感染防止対策に関する課題の聞き取りを実施
学校	○日々の感染防止対策の徹底を図るための体制を強化 ・毎日、担任教員がチェックリストにより対策の実施を確認、その結果を管理職に報告

### チラシを活用した職場・家庭内等での注意喚起

- 下記チラシを活用し、感染防止対策の徹底を周知



### 県民の皆様へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
外出 移動	○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は避けてください。 ○まん延防止等重点措置の対象地域などの感染拡大地域との不要不急の往来は慎重に判断してください。※ビジネス、通学、通院、受験等は除く。 ○移動する場合は、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつらない」、「うつさない」行動を徹底してください。
県外との往来	○1グループの人数制限はありませんが、1テークブル4人以下で感染防止対策を徹底して行ってください。※結婚式など冠婚葬祭を含む
会食	○お酌はせず、長時間にならないようにしてください。 ○職場での昼食や休憩中の飲食等を含め、黙食を基本とし、会話をする際は、マスクの着用を徹底してください。 ○都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。

### 県民の皆様へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
感染防止対策等	○不織布マスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底してください。 ○家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめな手洗いや行い、家族間の感染防止対策を徹底してください。 ○ワクチンの効果は、時間の経過とともに低下してきます。ご自身のためにも、できるだけ早く3回目の接種を受けていただくようお願いいたします。また、5歳から11歳の子どものワクチン接種については、政府や自治体から発信される正しい情報をもとにご確認ください。 ○発熱・咳など、少しでも体調が悪い場合は、外出や移動を控え、事前に医療機関に連絡し、受診してください。 ○無症状でも感染に対する不安を感じる場合は、無料のPCR等検査を受けてください。



## 資料9 緊急対策等における協力要請

学校等へのお願い	
	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
	<b>依然、若年層に感染者が多発していることから、引き続き、日々の感染防止対策を徹底</b>
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染のリスクが高い学習活動は停止 (合唱やリコーダー演奏、近距離で組み合う運動 など)</li> <li>○ 校外活動の実施の際は、感染防止対策を徹底 ※県外への移動は自粛</li> </ul>
部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自校内で平日週4日、1日90分以内の活動、土日祝日の活動停止、マスクを着用してできる活動に限る</li> </ul>
県立学校	<p>ただし、5日間※感染者が確認されていない学校に限り活動可</p> <p>(ワクチン未接種の見直しが多い小学校において、クラスターが多発していることから、スポーツ少年団活動については活動停止の要請を継続)</p> <p>※文科省が自校とする学級閉鎖期間、土日を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校前の健康観察の徹底 (風邪症状等がある場合、登校を控え医療機関の受診を促す) ※特に、オミクロン株の特性を踏まえ、熱はなくとも咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある場合は、登校を控えることを徹底</li> <li>○ 登下校時もマスク着用を徹底</li> </ul>

学校等へのお願い	
	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>毎日、担任教員がチェックリストで対策の実施を確認、管理職に報告</b></li> <li>○ 換気対策の徹底 (改めて室内のCO<sub>2</sub>濃度・室温の変化を測定、換気方法を改善)</li> <li>○ 学校等での給食や昼食は黙食を基本とし、会話をする時はマスク着用を徹底</li> <li>○ 地域の感染状況等を踏まえ、時差登校やオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施を検討</li> <li>○ 受験等で県外に移動する場合、無料のPCR等検査の活用を推奨</li> <li>○ 教職員の3回目のワクチン接種を積極的に促進</li> <li>○ 感染者・濃厚接触者が発生した際は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校長が一時的な学校閉鎖などをして「新型コロナウイルス対策学校等支援タスクフォース」等の助言を受け、速やかに休業等の対応を実施</li> <li>・ 児童生徒の学びの保障に配慮し、オンライン学習を推進、時差登校等を検討</li> </ul> </li> </ul>
県立学校	<p>※ 小中学校等市町村立学校や私立学校についても、同様の対応を要請</p>

学校等へのお願い	
	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生や教職員等に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、都道府県の認証施設などの感染防止対策が講じられた施設を利用し、短時間の開催とし、会話をする際はマスク着用を徹底するよう求めてください。</li> <li>○ 部活動やサークル活動、課外活動、学生寮における感染防止対策等について、学生や教職員等に注意喚起を徹底してください。特に、部活動等における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を検討してください。</li> <li>○ 学内での行事は、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。</li> <li>○ 感染防止対策の徹底と面接授業・遠隔授業の効果的活用等により、学生の学修機会を確保してください。</li> <li>○ 学生や職員の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。</li> </ul>
大学等	

保育所や保護者の皆様等へのお願い	
	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県独自の「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を参照し、感染防止対策を徹底してください。</li> <li>○ 保健衛生用品等の購入に係る補助を活用してください。</li> <li>○ 感染の早期発見や事業継続に向けて、保育所等に配布している抗原定性検査キットやPCR検査キットを活用してください。</li> <li>○ 感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少数グループに分割するなど、感染を広げない形で保育等を実践してください。</li> <li>○ 保護者が参加する行事の延期等を含めて、大人数での行事は自粛してください。</li> </ul>
保育所 認定こども園 幼稚園等	

## 資料9 緊急対策等における協力要請

### 保育所や保護者の皆様等へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎日、登園前にお子さんの健康観察（発熱、のどの痛み、鼻水などの風邪症状の有無の確認）を必ず行ってください。</li> <li>○ 発熱等の症状がある場合は登園を避けてください。</li> <li>○ 家庭内や周囲の方の発熱や呼吸器症状など健康状態にも留意してください。</li> <li>○ お子さんや御家族に気になることがある場合は保育所等に連絡してください。</li> <li>○ 保育所等での感染拡大防止に向け、市町村や園からの感染防止対策の要請・依頼について、御理解と御協力をお願いします。</li> <li>○ 社会機能を維持するため、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所するようお願いします。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時休園の判断を行うにあたっては、保育の必要な方に対する保育が継続して実施されるよう配慮（代替保育等）をお願いします。</li> <li>○ 保育士等への3回目ワクチン優先接種に御配慮をお願いします。</li> </ul>

### 高齢者施設・障がい者施設へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
高齢者施設・障がい者施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 換気、マスクの着用、消毒等、厚生労働省が策定した「介護現場における感染対策の手引き」、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等に基づき対応を徹底してください。</li> <li>※ <b>チエックリストを提供しますので活用してください。</b></li> <li>○ 複合型施設では、施設入所者と通所サービス利用者の動線を可能な限り分離する、入所系職員と訪問・通所系職員とで休憩室利用時間を分離するなど、感染リスクを極力減らしてください。</li> <li>○ 利用者や従事者に感染者が発生した場合に備え、BCP（業務継続計画）及び初動対応を再確認するとともに、必要物資の備蓄に努めてください。</li> <li>○ 利用者や従事者の方は早めに3回目のワクチン接種を受けてください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;施設内で感染者が確認された場合の支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 抗原定性検査キット等による感染者の早期探知</li> <li>○ 感染症専門班（医師・認定看護師）の介入による感染拡大防止指導</li> <li>○ 職員が不足した場合の相互応援ネットワークの活用</li> </ul> </div>

### 事業者の皆様へのお願い

	協力要請の内容 (特措法第24条第9項)
感染防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業種別の感染拡大予防ガイドライン遵守を徹底してください。</li> <li>○ 就業前の健康チェックなど、従業員の健康管理を徹底してください。</li> <li>○ テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減など、人との接触を低減する取組みを進めてください。</li> <li>○ ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、洗面所などの共用部分をこまめに消毒してください。</li> <li>○ 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育が必要な方への休暇取得や在宅勤務（テレワーク）、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。</li> <li>○ 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社のBCP（事業継続計画）の作成・点検を進めてください。</li> <li>○ 厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」を活用するなどして、子どもが登校・登園できない場合に従業員が安心して休暇を取得できる環境を整えてください。</li> <li>○ 従業員の方へ3回目のワクチン接種をできるだけ早く受けるよう促してください。</li> </ul>

### その他の対策

県有施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県有施設の臨時休館や利用制限等は<b>3月6日終了</b></li> </ul>
やまがた冬割キャンペーン (3/31まで延長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅のチケットを守りながら、感染防止対策を徹底</li> <li>○ 隣県の県民割については、当面の間、停止</li> </ul>

## 資料10 全国知事会を通じた政府への要望状況

No	年月日	要望内容
1	令和2年2月5日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
2	令和2年2月21日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言
3	令和2年3月5日	新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言
4	令和2年3月5日	新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言
5	令和2年3月5日	新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言
6	令和2年3月18日	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言
7	令和2年3月18日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
8	令和2年3月18日	新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望
9	令和2年3月24日	新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について
10	令和2年3月25日	新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言
11	令和2年3月25日	新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について（地方三団体）
12	令和2年3月30日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定に向けた緊急要請
13	令和2年4月2日	全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部からの提言
14	令和2年4月8日	「緊急事態宣言」を受けての緊急提言
15	令和2年4月17日	全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言
16	令和2年4月23日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
17	令和2年4月30日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
18	令和2年5月5日	緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）
19	令和2年5月13日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
20	令和2年5月13日	雇用調整助成金等に係る緊急提言
21	令和2年5月20日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「飛躍的増額」に向けた緊急提言
22	令和2年5月22日	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言
23	令和2年5月25日	新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言
24	令和2年5月28日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ
25	令和2年7月19日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

## 資料10 全国知事会を通じた政府への要望状況

No	年月日	要望内容
26	令和2年8月8日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
27	令和2年9月26日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
28	令和2年11月5日	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
29	令和2年11月23日	新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言
30	令和2年12月20日	新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言
31	令和3年1月9日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言
32	令和3年1月14日	新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急提言
33	令和3年2月6日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言
34	令和3年2月22日	「新型コロナウイルス」ワクチン接種の進め方について（緊急提言）
35	令和3年2月22日	「新型コロナウイルス」ワクチン接種の進め方について（緊急提言）（地方三団体）
36	令和3年2月27日	今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
37	令和3年3月20日	緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言
38	令和3年4月4日	第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
39	令和3年4月12日	第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
40	令和3年4月19日	第4波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言
41	令和3年4月24日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言
42	令和3年5月10日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更・期間延長等を受けた緊急提言
43	令和3年5月29日	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言
44	令和3年6月19日	9都道府県の緊急事態宣言の解除等を受けた緊急提言
45	令和3年7月11日	緊急事態宣言の再発出等を受けた緊急提言
46	令和3年8月1日	全国的な感染再拡大を受けた緊急提言
47	令和3年8月20日	全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言
48	令和3年9月11日	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言
49	令和3年10月2日	緊急事態宣言等の解除を受けた緊急提言
50	令和3年11月21日	第6波への備えと日常生活の回復に向けた緊急提言
51	令和3年11月30日	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に係る子育て世帯への臨時特別給付（仮称）について（地方三団体）

## 資料10 全国知事会を通じた政府への要望状況

No	年月日	要望内容
52	令和3年12月27日	オミクロン株の感染拡大防止に向けた緊急提言
53	令和4年1月6日	全国的な感染再拡大の防止について
54	令和4年1月12日	全国的な感染急拡大を受けた緊急提言
55	令和4年1月21日	オミクロン株の特性を踏まえた感染対策の確立について
56	令和4年1月28日	爆発的感染拡大を抑え「暮らし」・「健康」を守るための緊急提言
57	令和4年2月15日	全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言
58	令和4年3月4日	全国的な感染拡大の長期化を受けた緊急提言
59	令和4年3月23日	まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言
60	令和4年3月31日	12歳以上17歳以下の者への新型コロナウイルス3回目接種に向けたファイザー社製ワクチンの確保に関する緊急提言
61	令和4年4月26日	感染再拡大の抑制と社会経済活動の面立に向けた緊急提言
62	令和4年6月21日	次の感染症危機への備えについて
63	令和4年7月12日	新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言
64	令和4年7月28日	新たな変異株の感染急拡大に対する緊急建議
65	令和4年7月29日	新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言
66	令和4年8月2日	感染者の全数把握に代わる仕組みを求める緊急申し入れ（日本医師会と共同）
67	令和4年8月23日	現下の爆発的感染拡大に対応するための緊急声明
68	令和4年9月1日	BA.5系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言
69	令和4年9月30日	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の取扱いについて
70	令和4年11月17日	現在拡大しつつある感染の抑制に向けた緊急提言
71	令和4年12月23日	新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けについて
72	令和4年12月23日	第8波の感染拡大を早期に抑制するための緊急提言
73	令和5年1月24日	新型コロナウイルス感染症の位置付け見直しに向けた国と地方の協議について
74	令和5年2月8日	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更について（日本医師会と共同）
75	令和5年3月14日	新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について
76	令和5年4月26日	新型コロナウイルス感染症の位置付け変更に係る対応に向けて
77	令和5年7月25日	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の課題等に関する提言
78	令和5年8月30日	10月以降の入院患者受入体制及び患者等に対する公費支援の取扱いについて



## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

予算年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
予算額 (百万円)	107,938	124,824	114,385	91,349	438,496

※予算額は各年度の最終予算額のうちコロナ関係事業に要する額の総額を計上（令和5年度は6月補正後の額）

《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和2年度 4月補正	<p>県立病院等の資機材、医療機器等の整備                      医療機関、高齢者施設等に対する手指消毒用エタノールの供給                      PCR検査体制の強化（検査機器の設置及び保険適用自己負担分の公費負担）                      患者増に備えた病床等の確保や入院医療費の公費負担                      商工業振興資金の拡充（政府による全国一律の無利子融資制度の創設による利子補給の追加）                      山形牛等を小中学校等に無償提供                      県立学校への無線LANの整備等                      生活福祉資金の特例貸付への対応                      家計急変世帯の教育費負担の軽減                      住居を失うおそれのある生活困窮者等への家賃支援                      県管理施設への体表温度測定器の設置                      新型コロナウイルス受診相談センターの回線増設と一般相談用コールセンターの新設                      県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動・検温                      県内企業製布マスクの児童施設や妊婦（里帰り含む）等への配布（計20万枚）                      「県民総活躍で愛のマスク運動」の展開                      商工業振興資金の拡充（無利子融資枠の拡大）                      県内事業者に対する緊急経営改善支援金                      雇用調整助成金への県単独上乘せ                      社会保険労務士を活用した雇用調整助成金の申請手続きの支援                      観光消費喚起に向けたキャンペーン事業の展開（県民県内お出かけキャンペーン、県民泊まって応援キャンペーン）                      がんばる商店街緊急応援事業の展開（消費喚起策に積極的に取り組む商店街を支援）                      県産さくらんぼ・山形牛・花き等の需要喚起・販売促進に向けた支援</p>	427 219 81 5,519 297 270 367 312 18 10 9 167 既決予算対応 既決予算対応 1 19,812 1,111 1,917 10 368 93 16
令和2年度 6月補正	<p>医療従事者に対する特殊勤務手当の支給                      避難所における感染症対策物資の備蓄支援                      介護施設における感染症対策物資の備蓄</p>	224 98 3



## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

予算区分	主な取組み	単位：百万円	予算(補正)額
令和2年度 6月補正	<p>感謝のガウン県民運動の展開</p> <p>新・生活様式の普及啓発（のぼり旗、新型コロナウイルス対策宣言店木製プレート設置）</p> <p>新・生活様式に対応する事業者の設備投資等への支援</p> <p>事業者の職場環境オンライン化支援</p> <p>事業者の空調設備等更新支援</p> <p>新・生活様式に対応した観光事業者向け研修の実施</p> <p>県立・私立高校のオンライン学習に向けた端末等整備</p> <p>県立・私立高校のエアコンの段階的な整備</p> <p>小学校における社会科見学の3密対策等への支援</p> <p>県庁における職場環境オンライン化推進</p> <p>雇用調整助成金の申請代行支援、相談窓口の延長</p> <p>県外からの移住等による事業承継・雇用継続奨励金</p> <p>さくらんぼ緊急価格安定対策</p> <p>花き農家の種苗経費補助</p> <p>肥育農家の経営安定支援（牛マルキンの上乗せ）</p> <p>漁業者支援（資材費補助、県産水産物を小中学校等給食に無償提供）</p> <p>飲食店、小売店、生活関連サービス等消費応援クーポン</p> <p>第2弾観光消費喚起に向けたキャンペーン事業（県民泊まって元気キャンペーン、「バス・タク旅」やまがた巡り事業）</p> <p>商工業振興資金の拡充（無利子融資枠の拡大）</p> <p>わくわく「やまがたの山」自然体験ツアーの展開</p> <p>山形空港及び庄内空港の利用回復・再生</p> <p>県内・県外の学生や県内留学生への支援</p> <p>医療従事者等への感謝と応援の気持ちを伝えるライトアップ、訪問演奏〔山形県新型コロナウイルス対策応援金活用〕</p> <p>生活困窮者への食の支援〔山形県新型コロナウイルス対策応援金活用〕</p> <p>解雇・雇止めされた労働者への生活支援〔山形県新型コロナウイルス対策応援金活用〕</p> <p>新型コロナウイルス対応従事者への慰労金給付（医療機関等・社会福祉施設等・児童関係施設）</p> <p>県からの空床確保要請対象医療機関への空床補償</p> <p>医療機関等における感染拡大防止対策等への支援</p> <p>県立病院等における新型コロナウイルスへの対応で生じた減収への支援</p> <p>帰宅困難な医療従事者のための宿泊支援</p> <p>県内医療機関でのオンライン診療導入への支援</p> <p>福祉事業所における感染症対策物品や事業継続支援</p> <p>保育所等への感染症対応支援（マスクや消毒液等の購入支援）</p> <p>「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付</p> <p>出産前（里帰り出産含む）のPCR検査費用等の支援</p>		<p>2</p> <p>既決予算対応</p> <p>2,076</p> <p>153</p> <p>15</p> <p>5</p> <p>151</p> <p>860</p> <p>20</p> <p>80</p> <p>51</p> <p>36</p> <p>501</p> <p>87</p> <p>45</p> <p>96</p> <p>1,563</p> <p>1,083</p> <p>28,377</p> <p>24</p> <p>20</p> <p>147</p> <p>6</p> <p>24</p> <p>14</p> <p>5,791</p> <p>4,064</p> <p>3,704</p> <p>2,694</p> <p>86</p> <p>20</p> <p>2,711</p> <p>453</p> <p>176</p> <p>111</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和2年度 6月補正	生活福祉資金の特例貸付に係る資金増額 難病患者への県産マスク配布 児童養護施設の入所児童を対象とした農業体験 学習指導員の配置(全ての小・中・高) スクール・サポート・スタッフの配置(全ての小・中・特支) 学校における感染症対策、児童生徒の学習保障への支援 高校生等奨学給付金の追加給付(オンライン学習への支援) 県内大学生等を対象とした合同企業面接会の実施 県内企業のオンライン等を活用した採用活動支援 民間医療機関に対する支援金の給付	107 13 既決予算対応 1,093 464 189 33 3 3 434
令和2年度 9月補正	県からの空床確保要請医療機関への空床補償(単価の改正等) 陰性化した患者を受け入れる医療機関への空床補償 介護施設への簡易陰圧装置や介護ロボット等の導入の支援 QRコードを利用した感染者発生通知システムの導入 新・生活様式対応事業者への設備投資等支援の拡充 新・生活様式に対応する住宅リフォームへの支援 地域生活交通事業者への交通系ICカードの導入支援 海外の生産拠点を県内へ移転・整備する企業等への支援 地域の移動手段確保のための地域生活交通事業者(バス・タクシー)支援 移住者及びコロナ関連失業者の就業環境整備促進 県内市町村における地域おこし協力隊の円滑な着任に向けた支援 雇用調整助成金の特例措置の延長に伴う助成金利用促進に向けた支援(社会保険労務士による無料相談及び申請代行支援の延長、助成金への県単上乗せ) 商工業振興資金の融資枠(政府による全国一律の無利子融資)の拡充 農産物や県産品等のeコマースによる販路拡大への支援 住宅産業及び木材産業の活性化に向けた住宅の新築への支援 コロナに負けない!結婚・妊娠・子育てポジティブキャンペーン(結婚する者への応援、妊娠・出産に対する不安解消、新生児に対する応援金) ひとり親世帯に対する県単独の応援金 就労継続支援B型事業所を利用する障がいのある方への支援金 難病患者や医療的ケア児、ひとり親世帯への県産マスクの配布 生活困窮者等に食料を提供するフードバンクの活動への支援(山形県新型コロナウイルス対策応援金活用) 解雇や止められた労働者への給付金の追加(山形県新型コロナウイルス対策応援金活用) 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた高齢者や妊婦等に対するインフルエンザワクチン接種費用の助成	2,844 27 315 2 198 51 570 500 133 99 5 47  4,762 10 51 318 225 16 31 2 11 260

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和2年度 12月補正	解雇や雇止めされた労働者への給付金の追加〔山形県新型コロナウイルス対策応援金活用〕 売上が減少した夜間営業の飲食店等への給付金 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の追加給付 自宅療養者に対する食事等の無料提供	35 710 106 1
令和2年度 2月補正	売上が減少した夜間営業の飲食店等への給付金の追加	370

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和3年度 当初予算	<p>出産費用軽減のための「出産支援給付金」の創設 0～2歳児の保育料の段階的な無償化(R3は世帯年収470万円未満まで) 女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員化促進による女性の賃金向上 デジタル授業を効果的に実施するための県立高校におけるICT機器整備等 ホストタウン等での新型コロナウイルス感染症対策やオリンピック期間中「東北ハウス」での情報発信 新型コロナウイルス接種体制の整備（コールセンターの設置、ワクチン流通調整等） 「山形県PCR自主検査センター」（河北病院）の設置・運用 要請医療機関や回復後受入医療機関への空床補償など入院医療提供体制の整備 新型コロナウイルスのPCR検査（保険適用）の自己負担分への公費負担 SNSを活用した相談支援体制の構築など総合的な自殺対策の拡充 ポストコロナに向けた中小企業のデジタル化などイノベーション創出支援 商工会・商工会議所による新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業等の経営指導の強化 観光需要回復に向けた「県民泊まって元気キャンペーン」の更なる展開 漁業就業希望者に対する就業準備への支援、新規独立漁業者の所得補償 県立学校におけるエアコン整備 R2実施の地域経済変動対策資金の預託及び利子、R2～R3の新型コロナウイルス感染症対応資金の預託及び利子 R2実施の地域経済変動対策資金の保証料</p>	108 927 120 195 347 64 131 12,908 601 33 146 8 175 19 566 68,115 834
令和3年度 4月補正	<p>低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金 営業時間短縮要請協力事業者への協力金 雇用調整助成金の特例措置の延長に伴う助成金利用促進に向けた支援の継続（社会保険労務士による無料相談及び申請代行支援の延長、助成金への県上乗せの継続） 県民の県内宿泊・日帰り旅行割引等キャンペーン 飲食店等の感染防止対策への県の認証制度の創設・実施 飲食店、宿泊業者への感染防止対策設備投資等支援 新型コロナウイルス変異株の検査機器（次世代シーケンサー）及び検査試薬の購入</p>	118 1,570 26 564 131 219 23

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和3年度 6月補正	<p>県内事業者に対する事業継続応援給付金 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減に対応した事業者支援（県単上乘せの拡充や申請代行支援の継続） 地域の移動手段確保のための地域生活交通事業者（バス、タクシー）支援 「県民泊まってお出かけキャンペーン」の延長（令和3年12月31日まで） 宿泊事業者におけるポストコロナに向けた施設改修や感染症対策への支援 第2弾消費応援クーポン事業（認証飲食店・小売店・生活関連サービス、文化芸術、プロスポーツ等の消費喚起） やまがた結婚応援事業等の展開 県産米の消費拡大支援 子どもたちの自然体験学習の促進（日帰りバスツアーの実施） 生活福祉資金の特例貸付期間延長への対応（コロナの影響を受けて休業・失業した方等への貸付原資の増額） 生活困窮者（生活福祉資金の特例貸付を受ける方）への県産米の提供 新型コロナウイルス感染者生活困窮者自立支援金の給付 不安を抱える女性に対する支援体制の強化（相談窓口、女性用品の提供等） 県内外の高等教育機関の学生に対する県産米カタログギフトの提供 低所得のひとり親世帯に対する県産品カタログギフトの導入 県立特別支援学校等へのセンサー式自動水栓等の導入 感染拡大に備えた検査体制等の強化（大規模クラスター発生時のPCR検査外部委託、専門人材バンクの活用） 山形県新型コロナウイルス対策認証制度における認証業務体制の充実・強化 障がい福祉サービスの施設等職員を対象とした抗原検査の実施 新型コロナウイルスワクチン大規模接種事業 木材価格高騰「ウッドショック」への緊急対応</p>	<p>2,761 203 172 2,836 731 868 58 38 7 930 51 23 15 125 106 237 68 52 11 142 31</p>
令和3年度 9月補正	<p>飲食関連事業者（飲食業・飲食料品卸売業・運送代行業）への家賃等支援 雇用調整助成金の特例措置の延長に伴う助成金利用促進に向けた支援（助成金の県単上乘せ、申請代行支援の継続） 中小企業・小規模事業者や組合等が行うデジタル化対応への支援 観光立寄施設が行う誘客促進策への支援 地域の移動手段確保のための地域交通事業者（バス、タクシー）への支援 飲食店が行うテイクアウト・デリバリー等の新サービス展開への支援 料亭文化及びやまがた舞子・酒田舞娘文化の維持継承等への支援 就労継続支援B型事業所を利用する障がいのある方への支援金の給付 「やまがたGoToEatキャンペーン」の期間延長への対応 住宅産業の活性化等に向けた住宅リフォーム支援の拡充 「やまがた文化応援キャンペーン」の対象拡充（「料亭・料理屋」の追加）</p>	<p>724 303 309 282 167 149 34 18 59 44 23</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和3年度 9月補正	<p>学校給食への県産水産物の無償提供 段階的なインバウンド復活に向けた誘客プロモーションの展開 県内高等教育機関への留学生受入拡大のための留学オンラインフェア等の実施 「山形ふるさと観光検定」の創設 生活福祉資金の特例貸付期間延長への対応 解雇・雇止めされた方への応援金の給付 医療的ケア児、生活困窮世帯への県産不織布マスクの配布 ワクチン接種の促進（接種回数に応じた医療機関への支援等） 急激な感染拡大による病床逼迫時における酸素ステーションの設置 県立高等学校・特別支援学校高等部における1人1台端末の整備 新米を活用した観光需要喚起キャンペーン コロナ禍におけるUIターン就職促進等に向けた合同企業説明会等の開催</p>	<p>16 13 8 5 386 51 10 1,862 589 730 39 15</p>
令和3年度 12月補正	<p>県立病院等の医療機器等の整備 「ワクチン・検査パッケージ制度」の導入 庄内地域への山形県PCR自主検査センターの設置・運用 自宅療養者向けオンライン診療体制の構築への支援 年末に帰省される方々等に対する抗原検査キットの配布 生活福祉資金の特例貸付期間延長への対応 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の期間延長等への対応 夜間営業の飲食店等に対する飲食業等緊急支援給付金 やまがた冬割キャンペーン事業の展開</p>	<p>589 972 32 29 4 1,429 3 806 1,284</p>
令和3年度 2月補正	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 新型コロナウイルスワクチン大規模接種の実施 地域の移動手段確保のための地域交通事業者（バス・タクシー）への支援 中小企業・小規模事業者の経営力強化のための支援 外国人技能実習生等受入事業者への支援 やまがた冬割キャンペーンの増額 県版GoToトラベルキャンペーンの実施 漁業者への漁業継続応援給付金の支給</p>	<p>3,187 61 162 456 68 1,343 8,222 40</p>



## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

主な取組み		単位：百万円
予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和4年度 当初予算	<p>0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的な負担軽減や保育士確保の緊急支援                      出産費用軽減のための出産支援給付金の給付                      特定不妊治療費の医療保険適用(R4.4～)により生じる自己負担の一部への支援                      無料で授乳室等を利用できる「赤ちゃんほっと♡ステーション」の登録、設置促進等                      SNSを活用した結婚・結婚式の素晴らしさのPRや結婚を祝福するお祝いの贈呈                      保育、幼児教育、看護、介護等の施設従事者の処遇改善                      女性の賃金向上と県内定着促進のため、非正規雇用労働者の賃上げや正社員化を支援等                      郷土愛を育む地域資源の見学・体験ツアーやふるさとの魅力を再発見する学びの推進                      要請医療機関への空床補償や軽症者等宿泊療養施設の確保など医療提供体制の整備                      病床逼迫時における酸素ステーションの設置                      感染拡大傾向時等における無料のPCR等検査の実施                      ワクチンコールセンターの設置やワクチンの接種回数に応じた医療機関への支援等                      SNSを活用した相談支援など総合的な自殺対策の実施                      マイナバーカードの取得促進に向けた市町村の取組み(コンビニ交付等)への支援                      県産品の更なる販路拡大のためのWEBアテンション等利活用人材の育成                      ものづくり分野での生産性向上に向けたロボット等利活用人材の育成                      観光資源の認知度向上と誘客促進のための「山形県版ふるさと観光検定」の実施                      フリーアドレスやICT技術の活用による県庁の業務効率化・生産性の向上                      市町村が取り組む消費喚起に資するプレミアム商品券等の発行事業への支援                      農業者の収入保険加入の促進に向けた市町村と連携した掛金助成、研修会開催支援                      米価下落を踏まえた米粉の利用拡大の推進、転換作物の生産拡大への支援                      R2実施の地域経済変動対策資金の預託及び利子、R2～R3の新型コロナウイルス感染症対策対応資金の預託及び利子                      R2実施の地域経済変動対策資金の保証料</p>	689 375 113 7 41 1,930 67 14 18,497 1,095 1,875 455 42 109 31 87 11 69 1,055 27 36 62,157 817
令和4年度 6月補正	<p>原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援給付金                      運送事業者の燃油価格高騰への支援                      地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援                      漁業者の燃油価格高騰への支援                      漁業者の資材価格高騰への支援                      畜産農家の配合飼料価格高騰への支援                      さのこ生産者の資材価格高騰への支援                      野菜・花き用ハウスの再整備への支援                      低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の支給                      生活福祉資金(特例貸付)を借り終えた世帯に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付                      生活困窮者等への県産米の提供</p>	2,071 670 161 40 33 540 25 116 118 4 38



## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和4年度 6月補正	<p>低所得の子育て世帯への県産米の提供 県内外の高等教育機関の学生に対する県産米の提供 生活困窮者等に対して食料品を提供するフードバンク活動への支援 学校給食において県産水産物の無償提供(県産水産物の学校給食提供を無償化) 県立学校においてこれまでどおりの栄養バランスや量を保った給食が実施されるよう食材購入費を支援 市町村が取り組む消費喚起に資するブレミアム商品券等発行事業に対する支援の拡充 県産木材を使用する一般住宅及び民間施設の建築に対する支援の拡充 ウィズコロナでの国際チャーター便の受入支援(秋冬チャーター便) 空港の利用拡大に向けた航空会社による取組みへの支援 県内小規模事業者等が取り組むEコマースなどのウィズコロナ・ポストコロナ対策経費への支援 雇用調整助成金の県単独上乗せの延長(対象期間を6月末までに延長、補助率1/20) コロナ重点医療機関(＝入院医療機関)における高度医療向け設備の整備に対する助成 救急・周産期・小児医療病院におけるコロナ疑い患者受け入れのための院内感染防止資機材整備に対する助成 コロナ患者の外来隔離透析対応のための資機材整備に対する助成 透析医療機関・救急告示病院におけるPCR検査等機器の整備に対する助成 県内4地域でのワクチンの巡回接種 クラスターが発生した高齢者施設・障がい者施設へ提供する衛生用物品等の追加備蓄 民間病院における医師、看護師、臨床検査技師への特殊勤務手当支給に対する助成 衛生研究所における検査処理能力の向上のための機器整備及び試薬の追加購入 自宅療養者に貸与するパルスオキシメーターの追加購入等 高校部活動の県外遠征参加者、国民体育大会参加者等に係る抗原検査キットの追加購入 中小企業等において事業継続を判断した際の抗原検査キット活用の支援 保健所における新型コロナウイルス対応業務の効率化(人材派遣サービスの活用)</p>	<p>77 80 5 27 7 527 7 148 15 54 35 129 76 60 27 48 7 107 28 12 38 38 21</p>
令和4年度 9月補正	<p>原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援給付金 (令和4年8月3日からの大雨で被災した事業者に対しては、法人10万円・個人事業主5万円を上乗せ) 運送事業者の原油価格高騰への支援 地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援 肥料価格高騰への支援 施設園芸農業者の原油価格高騰への支援 畜産農家の配合飼料価格高騰への支援 農業水利施設の電気料金高騰への支援 社会福祉施設の原油価格・物価高騰への支援 低所得世帯への冬季の灯油購入費等の臨時的な支援 生活困窮者等への県産品力タロゲギフト(食料品・日用品5,000円相当)の配布 児童手当を受給している多子世帯(高校生以下の子どもが3人以上いる世帯)へのチャエリカ(5,000円分)の配布</p>	<p>1,015 346 158 649 98 540 100 732 139 45 62</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和4年度 9月補正	<p>家庭及び事業所における太陽光発電・蓄電池設備同時導入に対する支援</p> <p>県産木材を使用する一般住宅の建築に対する支援</p> <p>新たな移住・定住施策の推進（関西圏・中京圏における相談窓口の設置、やまがた体験ツアーの実施、テレワークの準備に要する経費の支援等）</p> <p>雇用調整助成金の県単独上乗せの延長（対象期間を9月末までに延長、補助率1/20）</p> <p>アジアの重点市場（台湾、中国、香港、韓国、タイ）におけるインバウンド復活に向けたプロモーションの強化</p> <p>県外空港を利用して本県を訪れる旅行商品造成に対する支援</p> <p>令和5年「やまがた紅王」本格デビュー及び令和7年「さくらんぼ栽培150周年」のPR並びにこれらを契機とする継続的な県産フルーツの情報発信に向けた計画の策定</p> <p>GIGAスクール構想に基づく県立学校のネットワークの強化（各学校からインターネットに直接接続する環境の整備）</p> <p>児童養護施設等における感染拡大防止のための衛生用物品等購入、施設改修の実施</p> <p>保険適用のPCR検査費用（自己負担分）に対する公費負担</p> <p>PCR検査（行政検査）の民間検査機関への委託</p> <p>宿泊・自宅療養中の医療費（自己負担分）に対する公費負担</p> <p>介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所等における感染者発生時のかかり増し経費（緊急人材確保、消毒、衛生用品費等）に対する支援</p> <p>中小企業等において事業継続を判断した際の抗原検査キット活用の支援</p>	<p>51</p> <p>5</p> <p>10</p> <p>31</p> <p>23</p> <p>80</p> <p>9</p> <p>228</p> <p>16</p> <p>379</p> <p>57</p> <p>346</p> <p>130</p> <p>199</p>
令和4年度 12月補正	<p>医療機関の原油価格・物価高騰への支援</p> <p>運送事業者の原油価格高騰への支援</p> <p>地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援</p> <p>畜産農家の飼料価格高騰への支援</p> <p>放流用種苗生産及び内水面養殖に係る生産費（飼料費・光熱費）高騰への支援</p> <p>さのこ生産施設の光熱費高騰への支援</p> <p>私立学校の原油価格・物価高騰への支援</p> <p>「やまがた旅割キャンペーン」の拡充</p> <p>観光施設が行う誘客促進策への支援</p> <p>オミクロン株対応ワクチンの接種開始等に伴うワクチン接種を行う医療機関に対する協力金の追加</p> <p>新型コロナウイルス診療・検査医療機関に対する抗原検査キットの追加配布</p> <p>自宅療養者向けバルスオキシメーターの追加購入</p> <p>県立病院等における新型コロナウイルス対応医療従事者に係る特殊勤務手当相当分の負担金の増</p> <p>介護サービス事業所等における感染者発生時のかかり増し経費（緊急人材確保、消毒、衛生用品費等）に対する支援</p> <p>中小企業等において事業継続を判断した際の抗原検査キット活用の支援を令和5年3月まで延長</p> <p>県有施設・県立学校における感染防止対策の強化（エアコン・換気機能の整備、トイレ洋式化、自動水栓設置）</p> <p>さのこ生産施設における省エネ設備及び生産資材等の導入への支援</p> <p>県立学校における保健衛生用品や換気用備品の購入等</p>	<p>878</p> <p>642</p> <p>158</p> <p>600</p> <p>19</p> <p>37</p> <p>59</p> <p>3,130</p> <p>140</p> <p>519</p> <p>63</p> <p>9</p> <p>48</p> <p>232</p> <p>53</p> <p>87</p> <p>46</p> <p>153</p>

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

単位：百万円

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和4年度 2月補正	地域の移動手段確保のための地域交通事業者への支援 運送事業者の燃油価格高騰への支援 中小企業・小規模事業者や観光事業者が行うDX・GX設備投資等への支援 畜産農家の飼料価格高騰への支援 施設園芸農業者の燃油価格高騰への支援 漁業者の燃油価格・資材価格高騰への支援 病床確保医療機関への空床補償 「やまがた旅割キャンペーン」経費の追加 生活福祉資金貸付事業に係る費用の交付	168 438 262 600 132 11 2,320 282 3,607
予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和5年度 当初予算	医療提供体制やワクチン接種体制の整備などの新型コロナウイルス感染症対策 放課後児童クラブにおける消毒・衛生用品の購入、施設改修 保健所業務対応等コロナに関する会計年度任用職員費 新型コロナウイルス感染拡大傾向時の無料のPCR等検査の実施 感染防止のための老人福祉施設の改修 介護サービス事業所における消毒・衛生用品の購入、緊急人材確保 第78回国民スポーツ大会冬季大会スキージャンプ競技会(本県開催)参加者のPCR検査の実施 R2実施の無利子・無保証料融資(地域経済変動対策資金等)に係る原資貸付及びび利子補給補助 R2実施の無利子・無保証料融資(地域経済変動対策資金)に係る保証料補給補助	25,333 120 392 1,035 150 395 79 58,360 764
令和5年度 5月補正	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給	106
令和5年度 6月補正	子ども食堂等の物価高騰等への支援 生活困窮者等に対して食料品等を提供するフードバンク活動への支援 県立学校においてこれまでどおり栄養バランスや量を保った給食が実施されるよう食材購入費を支援 市町村が取り組むLPガス料金の負担軽減(新規)及び地域経済活性化に資するプレミアム商品券等発行事業に対する支援 医療機関の物価高騰等への支援 社会福祉施設の物価高騰等への支援 施設園芸農業者の省エネ設備等の導入経費に対する支援 畜産農家の飼料価格高騰への支援 漁業者の燃油価格高騰への支援 漁業者の資材価格高騰への支援 放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の飼料価格・電気料金高騰への支援 放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の省エネ設備の導入等経費に対する支援	1 6 11 1,588 553 382 45 852 15 36 12 4

## 資料11 新型コロナウイルス対応関係予算の推移

### 《主な取組み》

予算区分	主な取組み	予算(補正)額
令和5年度 6月補正	<p>農業水利施設の電気料金高騰への支援                      さのこ生産施設の光熱費高騰への支援                      特別高圧で受電している県内中小企業等の電気料金高騰への支援                      地域の移動手段確保のための地域交通事業者(乗合バス)への支援                      地域の移動手段確保及び需要拡大のための地域交通事業者(タクシー)への支援                      バス及びタクシー事業者が負担する従業員の二種免許取得費用に対する支援                      空港の利用拡大及び県内の消費喚起に向けた航空会社の取組みへの支援                      海外(欧州・アジア)における県内の消費喚起に向けた航空会社の実施による県内工芸品製造・販売事業者の販路開拓支援                      県内宿泊施設における海外からのインタナーシップ受入促進支援                      貸切バス・タクシーを利用した新たな着地型オプシヨナルツアーや旅行者ニーズに合わせた手配型商品等に対する支援                      仙台空港を利用するインバウンドを県内に呼び込むための仙台空港～山形便・庄内便を運行するバス事業者への支援及び海外における広告展開等                      県内旅行会社と海外旅行会社が相互に利用するチャーター便を運行する場合の県内旅行会社に対する支援                      伝統芸能団体の利用促進への支援、文化芸術施設等の誘客促進に係る事業構築へのコンサルタント派遣                      魚価向上に向けた活イカ出荷体制整備(水槽、梱包機器等導入)及び飲食店における利用促進支援</p>	86 19 213 29 65 10 20 19 2 275 97  26 6 7

単位：百万円